

○議事日程 (平成二十六年三月十八日第二日)

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 諸般の報告
- 日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 田中敏弘

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	西脇正博
教育長	並河清次
総務部長兼企画政策課長	問山孝通
総務部総務課長	田中信行
総務部税務課長	渡邊章博
住民福祉部長	日比重喜
住民福祉課長	松永博孝
住民福祉課長	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉課長	高木久之
生活環境課長	柏渕裕昭
産業建設部長	川地豊己
産業建設課長	川地豊己
農林振興課長	川地豊己
産業建設課長	加藤敏博
産業建設課長	加藤敏博
産業建設課長	伊藤博文
水道建設課長	西脇和信
会計管理者兼会計課長	安藤淳一
教育委員会事務局長兼生涯学習課長	藤田実芳
生涯学習課長	近藤裕子
生涯学習課長	近藤裕子

教育委員会
教育総務課長 佐藤昌子

教育委員会
スポーツ振興課長 伊藤公一

消防長 堀田明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長 山中秀樹
議会議務局書記 川地洋子
議会議務局書記 稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(田中敏弘君) おはようございます。

平成二十六年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

また、執行部におかれましては、藤田生涯学習課長にかわって、午前中のみ近藤課長補佐が出席されています。

なお、本日の会議の状況をケーブルテレビによる録画放映のため、CCネット係員の議場への入場及び収録を許可いたしました。ただいまから平成二十六年第一回養老町議会定例会を再開し、

本日の会議を開きます。

○議長(田中敏弘君) それでは日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、三番 大橋三男君、四番 三田正敏君を指名します。

○議長(田中敏弘君) 次に日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(田中敏弘君) 次に日程第三、町政一般に関する質問を行います。

今定例会の一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。最初に、一番 岩永義仁君。

○一番(岩永義仁君) 議長より発言のお許しをいただきましたので、二点について質問を行います。

まず養老町清華苑における公金着服事件の進捗状況について伺います。

養老町清華苑において、町職員による公金の着服事件発覚から一年以上が経過しています。この間、議会においては斎苑特別委員会を設置し、独自に調査を行い、事件の内容、被害状況について報告書を取りまとめ報告を行う等、さまざまに活動をしてきました。しかし、その後の事件の経過がほとんどわかりません。

そこで、この事件について、現状をお伺いします。

まず十二月開催の議会全員協議会において、執行より、事件発覚より一年が経過することから、刑事裁判が始まらないようであれば民事での訴訟を起こす用意があるという旨の発言がありました。

現在、既に一年をとづくに過ぎて、三月も中旬から下旬になります。この件がどうなっているのか、お答えください。

次に、民事でということになれば、損害賠償請求が主な内容になるかと思われませんが、この損害賠償請求の金額についてお答えください。

以上の二点について、御回答をお願いいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の質問にお答えをいたします。

昨年十二月の議会全員協議会において、刑事告訴から一年をめぐりに、事件の進展が見られないときは損害賠償請求を視野に入りたいと申し上げましたが、その後、基本的に刑事事件の判決が確定してから請求することが望ましいとの顧問弁護士の見解や、警察において、昨年の秋ごろより本人に対し定期的に取り調べがされている状況でありますので、現在は動向を見守っているところでございます。

損害賠償請求権の時効は、民法第七百二十四条の規定により事件発覚後三年という制約がありますので、司法判断が下されない場合においては、請求権が消滅する前に、適正な時期を判断し、民法第七百九条の規定に基づき、元嘱託職員に対し損害賠償請求権を行使したいと考えております。

その請求に応じていただけない場合においては、法律に基づき、議会の同意を得て、民事による提訴をいたしたいと考えております。

す。

請求する金額につきましては、基本的には町において調査した額でございますが、請求する時点におきまして、顧問弁護士及び警察と相談をし、再度精査したもので請求をしたいと存じます。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 再質問を行います。

顧問弁護士に相談した結果、刑事事件の経過を見守るほうがよとのアドバイスがあったということですが、私が知り合いの弁護士に相談したところでは、このような行政が絡む事件の場合、通常は速やかに逮捕、起訴となり、裁判になっていくことが多いが、刑事裁判が開催されない場合においては、諸事情を勘案して、民事での裁判を先行させ、民事裁判での判決をもって刑事裁判を進めていくという方法もよいと思うというアドバイスをいただきました。弁護士によってさまざまな考え方があるのでしょうか。

どうでしょう。事件解決のためにも、一人の弁護士の意見に固執するのではなく、広く複数の弁護士に相談し、一日も早い事件解決のために複数の手段をもって進めていく、そのような柔軟な考えはありませんか。

それと、金額について、現時点で言えないということですが、これは町民の大切なお金が被害に遭ったという事件です。一年以上が経過しても大きな前進が見られない今、さすがに正確な被害金額の提示が町民の皆様にあつてしかるべきではないでしょうか。もう一度お聞きします。損害賠償を行う際の金額は幾らになりますか。次は、金額については町長は言えないようですので、部長に回答を求めたいと思います。金額だけであります。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問におけるものは、複数の弁護士にと
いうような御意見でございますけれども、現在、法的なトラブル
を未然に防いで適正なアドバイス及び措置を迅速に行うというよ
うな意味で、ホームドクター的な存在として顧問弁護士に指導を
受けているところでございます。

複数の弁護士にとという御提案でございますけれども、本年二月
から、債権回収に係る業務を弁護士法人に委託しておりますので、
打ち合わせの機会を捉え、あくまで主は顧問弁護士でありますの
で、参考意見として聞くことも一つの手段でございます。そのよ
うなことで対処していきたいというふうに考えております。

金額については部長からということでございますので、部長の
ほうから答弁をさせていただきます。

○議長（田中敏弘君） 日比住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長（日比重喜君） 岩永議員の質問にお答えをいたし
ます。

ただいま町長がお答えをさせていただいたとおりでございます。
あくまでも、私どもといたしましては事件の全容解明のため、警
察当局に対しまして全面的に協力する立場からも、捜査に支障と
なるような金額の提示につきましては差し控えさせていただきた
いと、こんなふうに思っております。以上でございます。

〔一番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 一番 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 先ほども申しましたが、養老町史始まって
以来の大汚職事件となつてしまったこの公金着服事件から、早く
も一年以上が経過してしまいました。

事件が解決しない限り、町民の失われたお金は返ってきません。

昨年十二月議会の中で指摘した、いまだに誰も責任をとって
ない。職員への残業代未払いによる遅延損害金数百万円とい
い、無駄になっているお金が町民の税金だという認識が少し足りない
のではないかとさえ感じます。

とにかく一日も早い事件解決に向けて、こだわりを捨てて臨む
よう強く強く要望し、この質問を終わります。

続いて、次の質問に入らせていただきます。

学校現場における情報リテラシー教育についてです。

情報リテラシーとは、簡単に説明しますと、IT社会における
情報活用能力といったようなことで、情報を使いこなすための技
術やモラル教育のことを指します。

非常に高度化された情報化社会を迎える中、スマートフォン等
のツールの多様化により、誰でも簡単にIT機器を利用すること
ができるようになっていきます。このような環境の中で、子供たち
がスマホの利用などを通じてネット犯罪の被害に遭うケースが全
国的に増加しています。

学校現場においては、教員やPTAは未然に被害を防ぐために
大変な苦勞をされているという話もお聞きしております。具体的
にどのような手法がとられているのか、お教えてください。

また、子供たちはこういった新しいツールへの適応能力が、大
人と比べて格段に高い傾向があります。実際に、指導する側の教
員の知識が子供たちに追いついていないという現状が大いに想像
できるわけですが、教員への最新の情報教育はどのようにされて
いるのか、お教えてください。

○議長（田中敏弘君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 今、岩永議員から出された問題につきま
しては、教育委員会も以前から大変危惧している問題でありまし

て、できる範囲の中で精いっぱい取り組んできたつもりでありま
す。

私もこの仕事につきました十月一日から、いろんな会合に出さ
せていただきました。子ども会の会合とか公民館まつり、それか
ら先日、町の少年少女合唱団の会合があったわけですが、そうい
ったところで保護者の皆さんが集まられる場で、スマホとか特に
通信機能のあるゲーム機、それから音楽プレーヤーの使い方に
ついてのお話をさせていただいたところです。

また、きょうの新聞にも載っております。ネット上のいじめ
急増ということで、昨年同期と比べて約五割被害がふえている。
それから隣には、刈谷市の全小・中学校で、夜九時以降スマホ禁
止ということも出されておりますように、この問題については、
今後、町民全体で考えていかなければならない問題というふう
に捉えております。

情報末端機器の開発は予想以上に早く、多方面にわたってい
ます。現在は、音楽プレーヤー等を使った事案まで急増していま
す。したがって、これまでパソコンとか携帯への対応を考えてい
たんですが、それでは今済まなくなっております。

残念なことに、養老町内においても、二十五年度、これまでに
ネットやメールのトラブルとして、誹謗中傷の書き込み等の事案
があったという報告を受けています。児童・生徒は、主に家で情
報末端機器を使用するため、学校がインターネット上のトラブル
を把握することは困難であります。その結果、発見がおくれ、取
り返しのつかない事態となってしまう可能性もあります。

そのため、まず学校の職員が情報モラルについて正確な知識を
身につけ、家庭と連携を図りながら、早期発見・早期対応はもち
ろん、未然防止に向けた指導を徹底する必要があると考えていま

す。

ネット犯罪被害者にならないためとして、特に今年度、養老町
ではこの情報モラル教育に力を入れてきました。以前は、ややも
すると中学校が中心であったわけですが、小学校においても
も全校で工夫して取り組んでいただきました。

児童・生徒には、インターネット上では相手が見えないとい
うことで、軽い気持ちで人の嫌がることやいじめにつながることを
書いてしまうことや、学校名や名前、写真など、個人を特定する
情報を出してはいけないということなど、具体例を示して危険性
について指導しています。

また、東部中学校では、実際に iPad ミニを使って、そのよ
さと危険性についてまとめるなど、正しい使い方の指導について
行っております。

保護者には、子供たちが安全に安心してインターネットを利用
できる環境整備するのは保護者の責任であるということを理解し
ていただくため、入学説明会や地区懇談会などにおいて、説明会
の実施やリーフレットや文書の配布を行っております。

内容といたしましては、フィルタリングの利用、無料通信アプ
リケーションやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の利
用、ネット依存に陥る危険性、家庭での利用ルールづくり、困っ
たときの対応等についてでございます。

指導の場といたしましては、中学校では技術家庭科などの教科
指導の時間、また学級指導とか朝の会や帰りの会の時間も使って
指導も行っております。

また、特に養老町は人権教育を大切にしております、いじめ
や嫌がらせをしないということと関連づけて、インターネットの
指導も行っております。

二つ目の質問ですが、教員に対する情報教育についてですが、子供たちが加害者や被害者になったときに、よく知らなかったということでは責任がとれません。したがって、そういうことのないように、保護者も職員も十分理解できるように、指導・研修を行ってきました。

今年度は、次のような研修を行ってまいりました。

職員向けの研修としては、全職員対象の研修として、町が主催する研修会、それから校内で独自にも研修会を行っています。また、県や国、企業が主催する研修会なども行っております。

内容としては、県の教育委員会の講師とか岐阜聖徳大学の先生をお呼びしての講演会、国や県で受講した内容を、情報教育担当や生徒指導主事が伝えるといったものもあります。情報機器の理解、情報モラルのあり方、生徒指導の観点から、どのような問題があるのか、どのように指導していくのかなどの研修を行っております。

さらに、具体的に事例を申しますと、夏季休業中に職員研修を行っていますが、毎年パソコンの研修を行っています。その中で、インターネットのトラブルなどについて講師からお話を聞いたり、情報機器の用法について研修したりしております。

それから、全員が集まる場として教育実践発表会があったんですけど、東部中学校が先進的な取り組みをしているということで、全職員が集まる場で、東部中学校のモラル教育について発表して研修を行いました。

今後は、職員同様、保護者についても、持たせる保護者の責任というもの、特にいろんな問題が起きたときに、その機能を知らなかつたりフィルタリングを安易に外していたという事例がたくさんあります。そういった意味も含めて、職員の研修とあわせて

保護者の研修も行っていきたいというふうに思っています。以上です。

〔一番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 教育現場では、技術革新に追いつけず、随分苦労している様子がうかがえます。また、P T Aの中でも理解度に大きな差があるということも聞いています。

警察庁の平成二十五年度上半期の発表では、ここ近年、利用度が大幅に上昇しているコミュニケーションサイト利用によるネット犯罪被害児童数、これは小学校から高校までの統計ですが、十八歳未満のうち、半数以上の五二％が中学生以下で被害に遭っているという衝撃的なデータがあります。

教育長は、つい最近まで学校現場におられましたので、お聞きします。正直なところ、学校の先生方のI T環境への適応度、習熟度はどの程度のレベルだと思われませんか。

もう一点、P T Aの親御さんたちのネット犯罪に関する理解度についても同様にお答え願えますでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長（並河清次君） 先生方のI T環境への適応度、習熟度についてですけども、先ほど申し上げました研修のほかにもいろいろと研修を行っています。

学警連というのがありまして、学校と警察が一体になって子供たちを守るという会議で、西濃教育事務所の主事の方から指導を受けたり、それから生徒主事の研修会では事例の研修を行ったりしております。そういったことを職員に広めております。

また、いろんな文書が文部科学省等から回ってきます。これが実物なんですけれど、「ちよつと待って！携帯&スマホ」と、ネ

ツト依存のことも、これ子供や保護者に配るパンフレットです。この中に詳しく出会い系のこと、いじめのこと、多額請求のこと等書かれています。

もう一つもそうなんですけど、もう一つは、保護者向けのパンフレットもあります。保護者ができること、やらなければならぬことと書くことで書かれておりまして、特に現在問題になっている通信機能のあることについても書かれておりまして、ペアレンタルコントロール機能を使うということが書かれています。

このようにいろんな研修を行っています、職員は。また、教員という立場で授業にもコンピューターをたくさん使っておりますし、業務上使用することが多くあります。したがって、必然的にその能力も高いものというふうには私は理解していますが、この危険性について、子供たちに正確にきちっと伝えられるかどうかという点、まだ疑問があると思っておりますので、引き続き研修に力を入れていきたいというふうに思っています。

もう一点、保護者のことを話されましたけれども、保護者については、先日、子ども会育成協議会の研修会が養老で行われました。西濃の研修会でしたけれども、そのときに安川雅史さんという東京の方でしたけれども、お話を聞きました。スマホにおける問題について話されたわけですけれども、それを聞いた保護者が、携帯、スマホを持たせるのは本当に怖いねという話をたくさんしてみえたというふうに聞いております。

また先日、この十一月、十二月に西濃教育事務所が行ったアンケートでも、家庭で情報モラルやマナーのことを聞いたことがあるかという質問に対して、中学生の半数が聞いたことがないと。それから、携帯電話にフィルタリングをしているかという問いに対して、中学生の三五%がフィルタリングをかけていないという

こと、つい最近の西濃の情報ですけど、といった状況から踏まえて、保護者の危険性に対する理解度も低いものであるというふう認識しております。

こういったことも踏まえまして、今お話ししました安川講師をお呼びして、七月三日に人権教育研修会を町民会館で行おうと計画しております。ぜひ多くの人に集まっていたらいい、本当の危険性を一人でも多く知っていただきたいと思っています。

教育委員会といたしましては、引き続きこの問題については特に力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

〔一番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 岩永義仁君。

○一番（岩永義仁君） 技術革新のスピードはすさまじく、またそれに対応する子供たちの適応力の高さには目をみはるものがあります。今や、簡単なアプリなら小学生でもつくれてしまうそうです。

スマホなんかは、有害なサイトを表示させないよう、インターネットにフィルタリングする等の対策を講じているようですが、こういったフィルタリングは、有害サイトを見せないようにすることでの一定の効果こそ見込めるものの、不特定多数の人と交流するコミュニケーションサイトを利用することを想定した場合、ほとんど意味がなく、本質的な解決にはなりません。要するに、このイタチごっこは追いかける側に勝ち目のないレースとなっているのが現状です。困りましたね。

行政や学校だけでなく、社会全体で考えていかなければいけない課題なのだと思いますが、最前線の学校の現場では、今以上に超高度情報化社会の現状に敏感になっていただき、これまで以上に高い研さんと努力、対策に取り組んでいただくのはもちろん

ですが、教育委員会やPTAだけでなく、広く町民の皆様からもよいアイデアをいただきたいと思えます。

未来の養老を支える子供たちを守り育てていくために御協力をお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 以上で、一番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い二点について質問させていただきます。

最初に、食育条例（仮称）の制定に向けてをお伺いします。我が国では、急速な人口の高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがんや循環器病などの生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病に係る医療費も増加しています。また、食についてもさまざまな問題が生じており、国民の関心が高まっています。

このため、平成十七年六月に食育基本法が制定されています。その推進のため、国に食育基本計画の作成を義務づけ、都道府県並びに市町村に対して、食育推進計画作成の努力規定を盛り込んでいます。この内容は、御存じの方は多数お見えになると思えます。

第二次健康ようろう21は、これらを前提として平成二十四年度から二十八年度の五カ年計画として策定されております。この計画をもとに、食生活改善推進委員が町民の皆様へ、生涯を通じて食育の推進、健康づくりの担い手としてボランティア活動をしていただいております。

今さら申し上げるまでもなく、生活の基礎となる食は命の源で

あり、健康と密接なかわりを持っていることは皆さんが御承知のとおりであります。

しかし、近年においては、伝統ある食文化の衰退、食の安全への不安、食料資源の浪費、栄養の偏りや食習慣の乱れなどによる肥満や生活習慣病の増加など、私たちの生活環境が大きく変化する中で、食をどう捉えていくべきかわれています。食の変化は、単に食だけの変化にとどまらず、私たちの健康や文化に大きな影響を及ぼすに至っております。

このような状況下で、食育の重要性が認識され、地域の豊かな食文化を継承するとともに、家庭、保育園、幼稚園、学校、地域、行政等がそれぞれ特性を生かし、さまざまな分野において力を出し合い、食育を幅広く進めていくために食育条例（仮称）を制定する必要があると考えております。

そこで町長に、二点についてお伺いします。

一点目、第二次健康ようろう21の進捗状況はどのような状況になりますか。さらに、計画作成後に生じた課題、問題点について、どのような認識をお持ちでしょうか。

二点目、食育の重要性を関係者間で共有し、今後の町施策に生かしていくためにも、食育条例（仮称）の制定を早急にすべきと思えます。町長はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

第一点の問題点についての認識ということでございますけれども、この第二次健康ようろう21という計画でございますけれども、食育基本法、平成十七年の法律第六十三号第十八条というものに基つきまして、国の食育推進基本計画及び岐阜県食育推進基

本計画を基本とした食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するということで、健康で文化的な生活の実現を目的としているものでございます。

特に、計画の中でも食育に関する重点施策としまして、「早寝早起き朝ごはん」運動の推進、子供の食育の推進、地域における食育の推進といたしております。

食育は本来、親から子へ、生きる上での基本として伝えていくものではないかと考えられます。ライフスタイルの変化や食の欧米化などにより、さまざまな食や情報が氾濫する中、食の大切さがともすれば薄れつつあるという状況、また食生活の乱れや食の安全性等による心身の健康、日本の食文化への影響が問題となつてきているところでございます。

しかし、計画策定後、毎年開催しております健康づくり推進協議会に関係団体の方にお集まりをいただきまして、取り組み状況について意見交換を行っているところでございます。その中では、子供たちの生活リズムは改善傾向にあり、徐々に成果があらわれてきているというような報告を受けております。

具体的には、食への感謝の心が芽生え、早寝早起きや朝食をとる意識づけができたという現場からの報告もいただいております。今後は、その取り組み状況をさらに家庭へ知らせるために、学校、園、家庭が連携し協力しながら、食育の取り組みができるよう、生産者や食のボランティア等も含めた食育に関するネットワークの構築を図ってまいりたいと考えているところでございます。

二点目の食育条例制定ということでございますけれども、食育基本法は平成十七年の法律第六十三号第三十三条に、「市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるとこ

ろにより、市町村食育推進会議を置くことができる」ということであり、また二項で、「市町村食育推進会議の組織及び運営に関する必要な事項は、市町村の条例で定める」というふうに規定をしております。これは置くことができる」と法律で定めているという解釈でございますけれども、養老町食育推進会議を設置するためには、その前提として条例の制定が必要となるということになります。

設置された会議の中で、町民の食育の推進を図るため、基本法及び推進基本法に基づく総合的かつ効果的な食育の推進ができることとなるわけでございます。

しかしながら、同法第十八条では、その食育推進基本計画の作成について努めなければならないとあり、努力義務となっております。まして、平成二十五年三月現在における計画の作成状況は、全国で六五・三%の市町村にとどまっております。また、条例で定める食育推進会議の設置状況については、千七百四十二市町村中、わずか七%の百二十二市町村で設置されているという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、条例制定の必要性につきまして、養老町健康づくり推進協議会を初めとする他団体にも御意見を聞きながら、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 再質問をさせていただきます。

先ほど、一点目の問題点とか課題についての御認識をお持ちかということの中に、養老町健康づくり推進協議会というのが重要な位置づけになっておられるということを認識したわけでござい

ますが、養老町健康づくり推進協議会は、保健・福祉・医療・教育等の関係者、地域の組織、団体、ボランティア等の関係で構成する養老町健康づくり推進協議会及びライフステージごとの分科会においての各分野の課題解決の方向と今後の目標の取り組みについてという検討の団体ということで、大変重要視されていると思っております。

二点目でございますけれども、町長の御回答は、食育の重要性は認めるものの、条例化についてやや慎重とも受け取れますが、何か解決すべき課題はあるのでしょうか。

食育基本法第三十三条と十八条について答弁をいただきましたが、条例化をすることにより、行政側の食育の重要性の認識を子供から大人まで全ての町民が健康で活力ある人生を送るため、知識を学び実践していただけるものと考えております。

再度、町長の条例化に向けての決意をお示しく下さい。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 条例制定について消極的というような答弁に受けとめられたようでございますけれども、条例で定めることができるこの食育推進会議というのは、食育推進計画の作成と、それから計画実施の推進を目的としており、条例制定の際には現在の健康増進計画との二本立て計画から食育推進計画を切り離すことになるわけでございます。

こういったことから、健康づくりを進める観点から、健康増進と食育とは密接な関係があること等を踏まえまして、こうしたことも配慮した形で、いわゆるこの計画の中から食育の部分の切り離してもよいのかというようなことをさまざまに団体等の意見を聞きながら検討していくところでございます。

議員のおっしゃる食育に関する問題というのは、近年特に重要

視されている施策でもございますので、前向きに検討してまいりたいということで御答弁をさせていただきます。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 条例化に向けての詳細を再度お伺いしまして、ありがとうございます。

食育の重要性には、第二次健康よろう21の計画期間内に、行政側の意思表示として食育推進会議の設置、また食育条例（仮称）の制定をすることが一番の役割ではないでしょうか。いまだ、早急に条例化されることをお願いして、この質問を終わります。

続きまして、給食費無料化についてお伺いします。

二〇一四年二月二十五日の新聞に、興味深い記事が掲載されました。岐南町の人口増加に関し、二〇一三年四月から、同町が実施中の小・中学校の給食費無料化との関連性を報じたものでした。岐南町は、人口約二万四千人に対して、二〇一三年一月から七月まで、人口増加数は三百七十二人です。二〇一二年まで七年間の平均百七十人の約二・二倍となりました。給食費無料化を実施した四月から、人口増加が顕著となっております。岐南町では、給食費無料化により二〇一四年度一般会計予算案、二千人分で九千六百万円余り計上したと報道されました。

食育の観点から、教育の一環として無料化もあり得るのではと、一方では、どこにいても食事はするものだから個人が負担するものとか御意見があります。

確かに、何もかも無料化すればよいというものでもなく、例えば医療・介護の分野においても食事、居住についてはいわゆるホテルコストとして個人負担が導入されている事実もあります。

町の財政負担もふえ、大変厳しい行政判断が求められると思います。しかし、少子化、人口減少傾向にある養老町において、子育て支援策、人口増加策として給食費の無料化は十分に検討する課題であると思います。給食に関する世間の関心は高いと思われるますが、考え方は千差万別といってよろしいかと思われます。

加えて、本件に関しては人口増加の要因が給食費の無料化だけとは断定されておらず、さらなる情報収集が必要ではないかというところをつけ加えさせていただきます。

そこで、教育長に次の点についてお伺いします。

小・中学校の給食費無料化について、これまで検討されたことはありますか。また、今後はどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 先ほどから、食育についてお話ししていただいておりますけれども、教育委員会といたしましてはこの食育の問題は特に子供たちにとって重要だというふうに考えております。

養老町におきましては、以前からこの食育を大切にしておりまして、学校給食が他の市町村と違った形で取り組んでいます。そのことについてはまた後ほどお話しさせていただきます。

さて、今御質問にありました給食の無料化について検討したこととはあるのかという質問ですが、過去に検討されております。

二点目、今後どのように考えているのかということにつきましては、確かに早崎議員のおっしゃられたように、子育て支援の充実と人口流出を防ぎ転入者をふやすことを狙いとして、完全無料化や条件つき無料化の取り組みを行っている市町村が全国的にもふえてきているということです。

しかしながら、岐南町のように養老町も無償化した場合どうなるかというふうに思いますと、幼稚園は現在給食費が四千円で、小学校で四千五百円、中学校で五千三百円、一カ月に支給しております。年間で十一カ月分払っております。

来年度の子供たちの在席見込み数は、園児数が二百三十二名、小学校の児童が千六百十一名、中学校は八百五十九名です。これを計算しますと、幼稚園で約一千万、小学校で八千万、中学校で五千万と、合計一億四千万かかることとなります。これを毎年町費で賄うということになります。

教育委員会といたしましては、今述べましたように財政上の問題と学校教育法第十一条、教育施設や設備の維持管理と運営に伴う人件費は自治体負担、それ以外の食材費は保護者が負担することと定められていることよって、給食費の完全無償化は難しいものというふうに考えております。以上です。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 再質問を二点させていただきます。

一点目、学校給食法第十一条により、給食施設や設備の維持管理費と運営に伴う人件費は養老町が負担し、食材費は保護者が負担するということが御答弁で十分に理解いたしました。

岐南町においては、完全無料化を実施するに当たり学校給食法第十一条をどのように解釈し実施されているのか、御存じでしたらお答えいただきたいと思えます。

二点目、完全無料化や条件つき無料化の取り組みを行っている市町村が全国的にもふえているとのことでしたが、近隣市町では、具体的にどこがどのように取り組みをしているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（田中敏弘君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長（並河清次君） 今の質問に答えさせていただきます。

岐南町が学校給食法第十一条をどのように捉えているかということについては、ちよつと調べ切れませんでした。申しわけありません。

ただし、岐南町は養老町と若干違つておる部分もありまして、今早崎議員のお話にもありましたけれども、岐南町は人口二万四千人、名古屋市と岐阜市のベッドタウンに位置しております。県内でも財政が最も健全な自治体という状況でありまして、岐南町では児童・生徒数が約千八百人です。小学校で総額八千五百万円、今年度は払われておまして、先ほど早崎議員が言われましたように、平成二十六年度は九千六百万円支給されるということまでしか理解できておりません。

近隣の取り組みにつきましては、調べましたところ、安八町が給食費無料化ではありませんが第三子が半額、第四子以降は完全無料化ということです。安八町で今年度計上されていますのが四百四十万というふうに聞いております。

全国的にも調べていただきましたが、十二道県、十八市町村で完全無料化が行われるということです。九都県で第二子以降半額とか第三子以降無料化といった条件つきで実施されているというふうになっております。以上です。

〔六番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 六番 早崎百合子君。

○六番（早崎百合子君） 最後になりましたが、質問と要望をさせていただきます。

答弁にありましたように、学校給食法や財政負担の問題があり、難しい問題であるとは思いますが、養老町における少子・

高齢化と人口減少を少しでも食いとめるためには、思い切つた施策の実行が必要かと考えます。岐南町では、保護者の経済的負担を軽減し教育の充実を資するとともに、子育て支援の拡充を図るため実施されております。

近隣市町の事例をただいまお伺いいたしました。完全無料化は大変難しいかもしれませんが、養老町独自の条件つき無料化の取り組みはできないでしょうか。このような施策を実施することにより、若者世帯の定住化促進にもなると思います。

現在の中学生の生徒は、先ほどお伺いしました八百五十九名であります。中学になると教育費など保護者の負担も多くなります。第一段階として、無料化を検討していただくことを期待しております。若者の住みやすいまちづくりにするには、まずは若い者に魅力あるまちづくりが大切だと考えます。

女性の視点から、養老改元一三〇〇年を機に、給食費の無料化、また条件つき無料化は少子化対策、子育て支援の充実、さらに人口増加策の方策になると思いますので、前向きに検討されますことを要望して、私の一般質問内容を終わります。

○議長（田中敏弘君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） どうも答えなくてもいいような雰囲気ですけれど、答えさせていただきます。

保護者の経済負担ということにつきましては、中学校については中体連というのがあります、部活動の試合とかについての交通費を負担したりしております。

また、皆さん御存じのように、給食の牛乳代を一人、週一本とすることで年間四十五本、額にして二千二百五十円ですけれども、負担させていただいております。総額にして、小・中学校、幼稚園で六百二十二万円負担しております。

それから、先ほど申しましたが、給食については養老町は特色があると申しましたが、養老町はそれぞれの学校に給食をつくる設備があります。それを単独校方式というんですけれども、これは県内に誇れる施策であって、園児、児童・生徒はもちろん保護者、職員からも、献立が豊富であって、温かくておいしいと歓迎されています。

また、調理員がすぐ近くにおることから、調理員が子供たちと接する機会があったりして、調理員との交流も多く、愛情を持って調理してくれているというふうに考えております。

さらに、二年前からですけれど、地元の食材を給食に使うということも取り入れております。ごく一部ですけれども、取り入れることによって、地元の農家の方を学校にお呼びして、このようにつくっているんだよという話をしてもらったり、農家がつくってみえる様子をビデオに撮って子供たちに見せたりすることによって食育に関心を持たせているところです。

食材を提供している業者からは、最近、食に関心を持ち出した小学生の子供たちがよく店に顔を出してくれるようになってきましたというようなことも聞いています。

このように、養老町には他市町村にはないよさがあります。これをもっともつとホームページ等で広報していく必要があるなど。養老町が行っているこのことが、子育て支援の一環であるというふうに捉えていただきまして、中学校への無償化は難しいものがありますけれども、十分御理解していただければと思います。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 先ほど来、食に関する関心をいろいろと教育長のほうも述べておるわけですし、早崎議員もそれを進めることを望んでおられるわけですけれども、先ほど申しましたよう

に、完全無料化にするということになると一億四千万という金額ではございます。

御提案がありましたように、一部無料化等さまざまな方法があるろうかと思えます。やはり改元一三〇〇年を迎える養老町の古い歴史と伝統の中で、子供たちをいかに健康に育てていくかということを含め、町民みんなの健康増進という意味もござります。

御提案のありました一部無償化ということも含めて、どういった形で子供たちの健全なる成長を見守っていかれるかということ、今後、もう一度教育委員会のほうとも、また別の団体とも話し合いながら、ちよつと前向きに検討はさせていただきます。以上でございます。

○六番（早崎百合子君） ありがとうございます。

○議長（田中敏弘君） 以上で、六番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時四十五分といたします。

（午前十時三十一分 休憩）

（午前十時四十五分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に基づき順次質問に入ります。

まず一つ目ですが、本町の普通財産の売却はについて質問いたします。

本町の公有財産は行政財産と普通財産に区分され、行政財産は貸し付け、売り渡し、譲与等はできず、一方の普通財産はこれを

貸し付け、交換、売り払い、譲与し、もしくはは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができます。

この質問に関しては、平成二十四年十二月の一般質問で本町の公有財産の管理についてで質問をいたしました。引き続き、二度目の質問となります。

本町の例規、養老町公有財産及び債権に関する規則では、第三節、普通財産の処分手続第十三条で、産業建設部長は、売り払い、譲与をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書類に、契約書案、必要な図面その他の関係書類を添付して、町長の決裁を受けなければならないとされており、項目は、一、処分しようとする財産の財産台帳記載事項、二つ目に処分の方法及び期日、処分の理由、四つ目に、予定価格または評価額、五、相手方の住所及び氏名など、八項目にわたります。

また、第七条用途の変更では、部等の長は、行政財産の用途を廃止し、もしくは変更する必要があるとき、または普通財産を行政財産に変更する必要があるときは、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、産業建設部長を経て町長の決裁を受けなければならないとなっており、その項目は、一、用途を廃止し、または変更しようとする財産の財産台帳記載事項、二つ目に、用途を廃止し、または変更しようとする理由、三つ目に、経費を要するものについては、その予算額及び経費の支出科目などが上げられます。平成二十四年十二月の議会での町長答弁では、公有財産の管理については、平成二十五年度に公会計制度に伴う固定資産台帳によるデジタル化情報への移行を進め、また普通財産は売却によって経済的価値を発揮することにより間接的に町の行政に貢献し得るため、管理処分すべき性質のものとして売却処分を中心に考えておりますとのことでした。

その答弁内容も踏まえて、その後の経過等をお伺いします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 野村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この普通財産の売却という問題につきましては、二十四年の十二月の一般質問で承っております。それを踏まえまして、今年度、公有財産台帳システムを紙ベースからデジタル情報化整備をいたしました。

しかし、行政財産、普通財産ともに不明箇所があることがわかりました。これはかなり多くあるということでございます。この件につきましては、今後、現地調査や登記簿、字絵図との照合をし、地目等との精査をする必要がありますので、これは新年度で精査をさせていただきます。

今回導入した公有財産台帳システムは、土地の価格が表示されるものではありませんが、今後、データを利用して地価を算出することは可能でございます。新年度、土地の精査を行うとともに、二十七年度に土地評価額の評価がえがございしますので、その評価額や路線価のデータを取り込み、価格が表示できるシステムに変更していきたいと考えております。

二番目の売却手法等についての御質問でございますけれども、普通財産の売却または有償貸し付けすることは、町の歳入財源の増加につながり、また普通財産においてだけでなく遊休未利用地の行政財産においても売却処分や有償貸し付けが行えないか検討し、用途廃止や普通財産への変更を行う等、処分可能な財産は速やかに売却、その他の財産については貸し付け等を行い、町有財産を有効に活用してまいりたいと思っております。

しかしながら、普通財産によって随時売却できるものから、接

道要件や境界の確定等、売却に必要な条件が整備されていないものなどがございまして、おのおの普通財産の状況については、今後精査検討する必要がございます。

また、町有財産の売却及び貸し付けにおいて、土地の情報公開は必然でありまして、ホームページや広報等を通じて町民や企業の皆様に広く普通財産の所在等を知っていただき、購入または借地希望者を募りたいと考えております。さらに、新聞紙上やインターネットを利用した官公庁オークション等にも売却情報を掲載するなど、売却を推進してまいりたいと考えております。

このことにつきましては、売却や貸し付けをスムーズに実施するための要綱等の整備が必要となりますので、今後の検討課題であらうかと思っております。

今後の計画といたしましては、二十六年度は土地の精査を行うとともに、要綱を策定し、二十七年途中で情報公開ができればと考えております。条件が整っている土地から順に、速やかに公開してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） ただいま町長のほうから答弁いただきました。答弁内容は、二十四年の十二月とほとんど変わっていないんじゃないかという思いであります。

それで、その中でもう一つ、売却できる可能性のある土地についてはどういうところですね。高田地区の旧養南家畜跡地とか、山口会館東用地、それから笠郷地区の上之郷の旧NTT中継所跡地、室原地区の花クラブ等というふうに答弁されました。

なぜこれ踏み出せないかというところで、境もわからない、評価額もわからないというところの中で、一年かけても何ら手だて

を打っておみえにならないというところと、先ほどデジタル化の中で半分は全然状況が把握できなかったということは、例えば、前回は質問しましたが、田んぼが十二万坪もある、畑もあるというところが、それはどういうふうに管理しておみえになるかというところですね。これは二十六年度に一度整理させてじゃなく、あるところから、もうすぐにでも対処すべきだと思います。本当に利用しておみえにならない、先ほども述べましたが、売却可能の財産というのは全然未利用なわけですから、そういうところも早急に、精査していただくと言葉が非常に多かったですけれども、よろしくお願い申します。

これで一つ提案でございますが、先ほど、要綱等を作成してというふうのお話でしたが、隣町の海津市や垂井町は、公有財産の売り払いに関する要綱を既に施行しておみえになります。その中身そのものは一度確認していただければ、回答の中に全て入っておるわけでございますから、それともう一つですね。その要綱をどのように活用するかという、公共用地特別協議会というのを設置して、行政だけではなく民間、皆様の力を御利用されながら、先ほど申し上げました公共用地対策協議会を設置されてはどうかというところを提案させていただきますが、いかがでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二十四年の一般質問以来、本年度にわたって公有財産を調査いたしました。

正確な数はわかりませんが、一万五千筆を超えるものでございまして、その膨大さに少し戸惑っているというのも現状でございます。さまざまところで地目等のわからない部分等もございしますので、まずはこれを正確に一つの台帳としてつくり上げたい、

デジタル化したいということ、それから路線価等を参考にしながら、その土地の評価もしていく必要があるかというふうに考えております。

こういったことを、先ほども申しましたけれども、二十六年には土地の精査を行って、要綱作成等で二十七年にはということとを申し上げます。

その中で、要綱等が垂井等にございますれば、早急にこの辺は参考にしてつくり上げていきたいというふうに思っておりますし、御提案のございました公共用地利用特別対策協議会ですか、そういったもの、もちろん行政のみで販売先等を考えるというのではなく、処分するためにはもちろん議会の御承認も要りますし、その前提としては町民の皆さんの御意見をいただくということで、こういったことも参考とさせていただきますというふうに考えております。以上です。

〔七番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 先ほど、膨大な一万五千筆を超えるものというところで、一つその取得された目的とか日にちとか、科目とか価格というところをもう一度、これは非常に大事なことで、それから点検していただいて、積極的に今後進めていただくようお願い申し上げます。これは要望でございます。

それでは、次の質問に入ります。

養老の郷づくりについてであります。

去る平成二十四年二月十五日に、今後のまちづくりを進めるため、二〇一七年度を事業推進の目標年度として、第一回養老改元一三〇〇年プロジェクト、新生養老まちづくり事業構想策定準備委員会が開催されました。その後、新生養老まちづくり推進会議、

養老の郷づくり委員会が開催され、さまざまな議論がなされてきました。

広報「よろろ」では、平成二十二年七月号から平成二十六年三月号まで毎号、養老改元一三〇〇年プロジェクトについての経過が逐次掲載され、平成二十五年五月に養老改元プロジェクト新生養老まちづくり構想が策定されました。

その新生養老まちづくりにおいて、（仮称）養老郷づくり会社設立準備会への参加者募集が本年三月四日に本町のホームページに掲載、広報「よろろ」三月号にも掲載され、幅広く町内外を問わず公募されました。その応募期限は三月十七日、昨日でありました。

一点目、お伺いします。

応募結果について、一つ、町内外別に（仮称）養老の郷づくり会社に関して、事業提案者の法人、個人別の数、二つ目に、会社設立のために出資に同意した法人、個人別数、三つ目に、出資口数と出資金額について、それから四つ目に、応募者の氏名公表について。

二点目について、新生養老まちづくり構想の中で、温泉を利用した郷づくり、クライנגルテンによる農業体験などについて、わかる部分もありわからない部分もあり、また理解できる部分もありできない部分もあるということをご皆さんから聞いております。

新生養老まちづくり推進会議会長の高木朗義先生も、養老改元一三〇〇年プロジェクト、新生養老まちづくりの構想の冊子の御挨拶の中で述べられておられます。新生養老まちづくりの構想には、盛りだくさんのメニューが上げられております。ある公募委員の方がとても印象に残りました。それは町民みんながこの構想を見て、自分だったら何ができるかを考え、何か行動を始めてみ

るという趣旨のことでした。つまり、絵に描いた餅にしないということと、自分たちのことだから自分でやるということの二つの意味が込められています。全くそのとおりだと思います。

この思いを今後により一層町民の皆さんに協力や理解をしていただくためなど、どのように進められるかお伺いします。

三点目として、(仮称)養老郷づくり会社の第三セクター方式を非常に心配しておられる意見が多く、我々も町民の皆様を理解していただくのに苦慮しております。

いま一度、出資金及びその責任について、本町の出資比率は設立時出資総額の二五%とし、かつ金額で一千万円以下で、本町の責任はその出資額に応じた有限責任であることについて明確に位置づけすることとなっておりますが、何をもって保障できるのかをお伺いします。

以上、三点の質問内容といたします。

○議長(田中敏弘君) 大橋町長、答弁。

○町長(大橋 孝君) 今、野村議員のほうから養老の郷づくり会社に関しての三点ほどの御質問をいただきました。

この問題は、けさの新聞、また別の日にも話題を集めている非常に重要な問題だと思っておりますけれども、これを踏まえまして、先ほどの質問一から三までを含めて、全体としてもう一度皆様方に御説明をさせていただきたいということで、よろしくお願いをいたしたいと思います。

皆さんも御承知のとおり、養老町では西暦二〇一七年に養老改元から千三百年という記念すべき年を迎えるわけでございます。町では、この改元一三〇〇年という節目を、養老町がさらに発展、飛躍する契機と捉え、ふるさとの貴重な歴史や文化・自然などの地域資源を有効に活用し、百年後を見据えた新しい夢あるまちづ

くり、養老改元一三〇〇年プロジェクトを進めるため、昨年三月、このプロジェクトの基本的な方針や実施すべき取り組み、その推進を図るための組織づくりなどについて取りまとめた新生養老まちづくり構想を県議会議員や四名の町議会議員、八つの町内各種団体、民間企業、公募委員、さらには多くの岐阜県関係者等の皆さんとともに、一年の歳月をかけて策定いたしました。

特に、この構想を策定するための新生養老まちづくり推進会議は当時の議長や副議長、総務民生委員長、産業建設委員長の四名の町議会議員の皆さんに参画を願い、他の委員の皆さんとともに協議をしていただくなど、この構想の策定に携わっていただきました。

また、策定までに、町議会全員協議会の場においても、構想の素案の段階から中間案、並びに最終報告に至るまで都合三回にわたって構想の内容について丁寧に説明を申し上げたところでございます。

このように、議員の皆様のご協力を賜り策定された構想を具体的に実現していくためには、町だけでは限界があります。また、この構想の第六章、構想の推進に向けての中では、構想を推進するための体制づくりとして、養老の郷づくりに向けては地域をマネジメントしながら実践的、専門的に取り組む官民協働で推進することができ組織として株式会社などの法人を立ち上げ、各種事業の経営管理をしていくことの必要性を記載しております。

このため、町では年度当初から養老の郷づくりを推進するため組織のあり方や事業形態、町の位置づけ等、他自治体の例を参考に十分に検討を重ねてまいりました。そして、行政にとって費用負担が少なく、有限責任で、スピードを持ちながら民間の知恵や資金、ノウハウ等が多くの事業の活用できることから、現時点

ではその地域性、公共性から総合的に判断して、一番望ましい事業形態として、当初は行政が誘導し、民間が運営管理を行う第三セクター方式による株式会社（仮称）養老の郷づくり会社を立ち上げて事業を進めるべきとの結論に達しました。

またあわせて、会社の設立に当たり、本町の出資金比率は設立時出資総額の二五％未満かつ金額の上限を一千万円といたしました。これは設立する会社において、組織を牽引するリーダー、いわゆる出資者の目指す会社運営に自由度があり、民間のアイデアやノウハウ等を存分に活用し発揮し、郷づくりの各種事業を実施していく独立した経営組織体として運営されることを期待したところからでございます。町として、経営権に影響を与えない、できる限り少ない出資比率二五％という数字を設定いたしました。

なお、第三セクターへの出資比率が二五％未満の場合は、地方自治法第九十九条第七項及び地方自治法施行令第四百十の七、第一項の規定によりまして、監査委員による外郭団体の監査対象には該当しない法人となります。議会への報告義務はありませんが、新会社の運営経営状況を明確にするため、定期的に町議会へ報告するものでございます。

議員各位には、これまで多くの自治体で債務の損失補償等によって経営困難に陥った失敗例のみが意識の中で働き、第三セクターは望ましくないとの考え方があったと思われま

す。しかし、全国的には平成二十四年四月から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、その法律に基づき総務省から第三セクター等の抜本的改革を行う旨の指針が通知された後も、毎年五十前後の第三セクター方式による法人が設立されておりま

す。このことは過去の失敗した法人の例を教訓に、第三セクターのデメリットを改善し克服すれば、大きな成果を上げることが示

唆しております。

このことを受けて、町では平成二十五年九月十七日の養老町議会全員協議会において、（仮称）養老の郷づくり会社の設立及び参加者、いわゆる出資者の公募等に関する実施要領と会社概要の案を御説明させていただきました。

さらに、平成二十六年二月十日の養老町議会全員協議会において、会社設立の意義や設立を目指す会社の概要とともに、（仮称）養老の郷づくり会社設立準備会参加者の公募に關しまして、募集の要旨や設立準備会の概要、参加対象者、選定方法、審査会社設立へのスケジュールなど、その案について御説明をさせていただきました。

なお、この説明の中で、公募方法につきましては、設立準備会への参加希望者に対し、新生養老まちづくり構想に基づく養老の郷づくりに関する事業の提案を求め、過去の実績や提案の実現性等について総合的に比較検討を行うプロポーザル方式を採用するものでございます。この方式をとることによって、参加希望者から今までの行政の枠にとられない高度な企画力、技術力、専門性、経験等を生かしたすぐれた提案、プレゼンテーションが期待できるものと考えます。

そして、二月十一日の議会全員協議会終了後、町議会を代表する議長から、公募について進めてよいとの言葉を頂戴したことから、議員の皆様にはおおむねこの会社への理解を賜り、議会からもゴーサインをいただいたものと判断し、公募の開始をいたしました。

それから、平成二十六年二月十七日から三月十七日までという一カ月の期間を設定し、会社設立準備会への参加者を広く募集いたしました。なお、募集に当たっては町商工会での周知を皮切り

に、町のホームページや広報紙への掲載、CCネットでの放送、新聞社への情報提供を行ってまいりました。

さて、御質問の件でございます。

応募締め切り日である三月十七日、昨日でございますが、昨日現在における事業提案者数は、法人が五件、そのうち町内が一件、町外が四件でございます。また、養老の郷づくり会社設立準備会参加者募集要領では、設立準備会への参加対象者として、一つには、町内外を問わず新生養老まちづくり構想の実施計画に掲げる施策・事業に対し、積極的に参加していただける法人または個人とする、第二番目には、会社設立のための出資に同意いただける法人または個人であること、この二つの要件を満たす法人または個人を特定しており、会社設立のための出資に同意いただける法人または個人の数は、先ほどお答えをいたしましたとおりでございます。

また、応募による出資口数と出資予定金額につきましては、応募締め切り時点で六口、三千万円でございます。なお、この数字に関しましては、後日開催いたします養老の郷づくり会社設立準備会参加者選定評価委員会における審査選定により、最終的な件数や出資金額等に変更が生ずる可能性がありますので、念のため申し添えをさせていただきます。

また、選定評価委員会後の予定としまして、選定された参加者、提案者でございますね。と町で養老の郷づくり会社設立準備会を立ち上げ、町から会社の構想などを説明した後、会社での事業化可能性や採算性の検証などを十分に協議検討するほか、会社設立に向けて、組織構成や事業構成、財務構成などを協議してまいります。さらに、事業計画案や定款等を取りまとめた後、参加者が出資金を拠出し新会社が設立することとなります。

出資金及びその責任等でございますけれども、保証できるのかという御質問をよくいただきますし、何をすれば会社だということも、この件につきまして、平成二十六年二月十日の全員協議会開催時には、養老の郷づくり会社の設立についてと題して御説明をさせていただきましたけれども、設立を目指す会社の基本方針の中で、本会社の設立前には会社への参加者の協議合意により会社の基本方針を定め、事業計画案並びに定款を策定する。なお、基本方針は、会社で実施する事業は新生養老まちづくり構想に基づくまちづくりの一翼を担う公共性の高い事業であること、町の目指す方向性から逸脱しないこと、また出資金及びその責任については、本町の出資金比率は設立出資金総額の二五%未満とし、本町の責任はその有限責任であることについて明確に位置づけると記載しております。

このことは、株主有限責任の原則についてのことであり、商法並びに会社法において、株主の責任は、その有する株式の引受価格を限度とする、明確に定められております。そのことを指すものでございます。

このことから、養老町の株主としての責任は出資した金額以上の責任、いわゆる損失は負わない、株主の責任は決められた出資額までであることを設立準備会における参加者間との合意のみならず町議会や町民の皆さんにも御理解をいただけるよう、対外的にも明確にするため（仮称）養老の郷づくり会社の定款の中にはつきりと明文化してまいります。

また、補足になりますが、従来の第三セクターに出資する自治体を見ますと、民間のよい部分を取り入れ大きな成果を出している会社がある一方、第三セクターの経営状況の悪化により、株主、

出資者としての責任以上の、自治体が多額の負債を負っている事例もございます。

これらの自治体では、当然、議会の議決、承認を得ないで行うことはできませんが、第三セクターの資金繰りのために金融機関から融資を受ける際に、その会社が借入金の返済が滞った場合にはかわりに自治体が返済を行う旨の損失補償契約を締結し、その契約に伴う損失補償額を支出したり、第三セクターの赤字を補填するための補助金の支出を行っていたりしております。

中でも損失補償契約については、情報公開制度が整備されている現在、損失補償契約に係る住民監査を経た住民訴訟が各地で行われ、自治体としての信用を失うこととなるような判例もみられます。

このため、本町といたしましては、会社設立時における出資以外に、将来の新たな支出負担リスクや今後の行政の推進に支障を来すような町の信用損失リスクを回避するという観点から、損失補償に係る契約及び支出を行わないことを明言してきております。また、養老の郷づくり会社の自立を促す観点から、単なる赤字補填のためだけの補助金の支出についても行わないこととし、これらの内容についても郷づくり会社の定款の中に、例えば養老町はこの会社における損失補償の契約及び支出については原則行わないこととし、賠償責任等の限度額においても、株式の引受価格までとすると、また上記に類する補償金等の支出についても同様とするなど、はつきりと明文化してまいります。

なお、この定款につきましては、先ほども申し上げましたが、設立を目指す会社の基本方針にありますように、設立準備会への参加者とともに、準備会において会社の憲法とも称される定款の案を協議してまいります。そして、この定款が作成された段階で、

改めて議員の皆様にご説明をさせていただきたいと存じます。

いずれにいたしましても、この養老の郷づくり会社の設立に関する構想を実現するための重要な手段でありますので、各議員の皆様におかれましても、本趣旨に御理解を賜りますとともに、出資者としての有限責任以外の損失補償は一切行わないこと、また行わないように手段を講ずることを明言させていただきます。

先ほど、氏名等の公表について御質問がございましたけれども、全ての会社がこの郷づくり会社に参加すると現段階で決まっているわけではございませんので、この点につきましてはまた後日の公表ということになるかと思っております。

なお、先ほど高木先生のお言葉を野村議員のほうがおっしゃられました。この会社についても同様でございますけれども、現在協働のまちづくりということを進めているところでございます。行政がつくった第三セクターは、さまざま形で負債を抱えた自治体がたくさんございます。それは全て行政が引いたルール、いわゆる行政がいろんな形で事業内容を取り決め、行政が引いたルールを走る列車にただ乗りするといったような形で参加する会社が多いということが失敗例の大きな例だと私は考えております。

今回募集された方々のメンバーを見ても、高い志と潤沢な資金、強いリーダーシップを持ち合わせた会社でございます。この会社に対する私の思いといたしましては、民間主導の英知を絞って、今までにない第三セクターをつくるという観点から、長い年月をかけてつくり上げてきたものでございます。高木先生もおっしゃっておりますけれども、そういった観点で今までにあるような第三セクターではない、自分たちのことなだから自分たちでやるといった強い気持ちでこの一三〇〇年祭に臨んでいきたいとい

うことを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔七番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 七番 野村永一君。

○七番（野村永一君） 以上をもちまして、質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 以上で、七番 野村永一君の一般質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 次に、十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬進君） 議長に通告の申し込みをいたしました。

発言の許可をいただきましたので、二点について御質問、お尋ねをいたします。

一つに書いてございます主要県道四路線の建設工事の進捗状況について、お尋ねをしたいと存じます。

まず問題の中に入ります前に、私どもこうした一つの道路建設につきましても、今日まで、幾たびの今までの町長がこれに対する道路建設に対して尽力してきたか、その経緯だけは私は理解をしたいと存じます。前の稲葉町長、清水町長、もつと前の皆さん方がこうした道路に対する完成、設備、基本的には計画をし、そういう中でこうした道路建設に携わってきた、そうした歴史があるということも御承知をいただきたいと存じます。

私は、こういう中で今日一つの形で四路線がとまっております。その原因は何であるのか、これをひとつ皆さんと一緒に考えて、今年度、何をこうした形ですべきなのか、町長のお考えを聞きたいと存じます。

基本的に、皆さん方も御承知のように、こうした道路というのは一番最初、そういった形が必要であるか、一つの計画と、どうしてそれは必要であるというような住民からの声、それは道路

建設の中でいかにして養老町の活路を見出す、経済の発展につながるかと、それが基本になり道路計画の設計をし、またそういう計画路線に入った地権者の皆さん方の御理解を得、また買収への協力を得、道路はつくり上げられるものでございます。今日まで、いろんな角度から私も含めここにおる皆さんの議員も、本当に地域の皆さんと一緒にこの道路建設を進めてきた、それがあろうと存じます。

今まで、私どもの地域には、この問題とは違いますが、日本が一番最初に名神高速道路ができました。これを計画したすばらしいリーダーになる政治家がおつたと存じます。

しかし、今日までいろんな角度から、高速道路の利点はございましたが、養老町にとり、そういう中でインターという設置計画が私どもは見落としてきた経緯があると存じます。それもようやくことしになり、いろんな皆様の角度からミニインターの建設に立ち向かう形が生まれてきたところでございます。

そういうことを考えながら、これから申し上げます四つの路線もそういう計画の中で組み込まれてきたのは御承知でございますが、後から言いますこの四路線、どういう形で建設が中断しているのか、また多くの町民が本当に質問しておりますのは、いかなる形でこれを進めることができるのか。原因は、用地買収が本当に難しいなら、どういう形を求めべきなのか、それが大きな課題としてきております。

それで、これから四路線について現状をお聞きしたい。そういう中で今後、ことしどういう形で取り組まれるのかをお尋ねいたします。私もこの四路線、全ての住民の皆さんにもお聞きをしてまいりましたので、どうぞひとつよろしくお願い申し上げます。

一番目に、県の養老公園線バイパス路線というのが計画された

ことを御承知でしょう。私どもの金屋地域から養老公園南信号までの路線でございます。これは金屋から養老公園南交差点までが大垣・養老公園バイパス道路として計画をされ、事業が始まりました。昭和六十三年でございました。道路延長二千八百八十メートル、私の地域も通りますが、この公園線バイパス道路計画図面は最適として考え、私の地域のバイパス建設予定地を、一つの協力を体制をやったわけですが、土地権者の間でも裁判までありましたが、議会と協力で事業を進め、私どもの地域は完成させた経緯がございます。

そういう中で、現在、飯ノ木から南、バイパス路線の未完成部分についての現況を説明してください。計画路線で用地回収済みの面積はどれだけあるのか。未回収の買収面積の筆数、現在、買収は進めておられるのか。鷺巣地区で一部変更したと聞かすが、これは土地権者に伝え、協力の依頼、意見をまとめておられるのか。こういう中で、買収単価の不義なことがあったのかどうか。

いま一つ、地域、特に鷺巣、明德、飯ノ木の協力体制を区長さんをお願いしておると思いますが、この体制はどうなのか。ことし事業の進め方に何が必要か、課題は何か、この場で明らかにしたいと存じます。

全ての路線について一つの報告をいたしますと、二つ目、県道養老・平田線の公園バイパスへの接続、これも関連しておりますが、近鉄養老駅の東側で接続計画がなされた計画でございます。これも用地買収した道路敷地があります。現在、岐阜県として事業継続の工事はストップしておりますが、進捗状況はどうなっているのか。

三つ目、私ども今、東海環状自動車道の（仮称）養老インターを建設中でございますが、これと国道二百五十八号線との幹線道

路、これは幅員二十メートルの都市計画線引き道路でございます。これは平成六年、計画図が発表されておるので御承知だと存じます。現状は、養老インター建設設置地点から拡幅道路が今進められておることは現実でございますが、この位置は国道とつなぐ大切な幹線道路でございます。

二〇一七年の早期の事業完成を求めますが、用地買収計画はどこまで進んでおられるのか、地権者への説明会は実施済みなのか。町が目指す改元一三〇〇年までの事業完成、岐阜県への完成要望は第一だと存じますが、町長の説明をお願いします。

いま一つは、県道養老・羽島線の新路線計画変更はなぜ進まないのか。

御承知のように、町民プールまでは東の二百五十八号線からは完成をし、岐阜・羽島線の規格道路になっておりますが、町民プールから下高田までの間は現在広域農道の路線であり、維持管理は町が全てやっております。まだ県道養老・羽島線の路線に計画されておられません。未整備の歩道があるのが原因であるのか、なぜこれができないのか。未整備の歩道用地の位置づけは、私は聞いておりますのは、土地改良区がうまく管理して、いつでも買収が可能であるというようなことを聞いておりますが、県道昇格への歩道建設事業と養老・羽島線路線指定変更を早急に進めることが必要でございます。

こうしたことの道路工事への積極的なものが今どういう形で進められておられるのか、現在努力していることの説明をお願いしたいと存じます。

第一問の質問といたします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

きます。

質問がございました四路線、これらは全て中断したような状態になっている道路でございます。養老町としては、こういった中断された道路がいつまでも残っているということが、インフラ整備を行う上において、町道においても大きな支障となっているところと、大変危惧をしているところとでございますし、またこの問題は重要として捉え、検討の協議を進めているところでございます。

各路線についての現状等を報告させていただきたいと思っております。まず第一に、県道大垣・養老公園バイパス線ということでございます。いわゆる飯ノ木地区でジャンプ台とやゆされて残っている道路でございますけれども、この道路は飯ノ木地区の一般県道養老平田線までの工事が完了いたしましたけれども、十年近く工事の進捗が見られない状況となっております。現在も、用地買収に向けた作業は進められてはおりますけれども、平成二十五年度の用地買収は一カ所もございません。現在まで、用地買収が済んでいるのは、総筆数三百九十九筆のうち三百四十一筆でございます。総面積が五万二千七百七十九平米のうち四万三千九平米で、未買収としては五十八筆、九千七百七十平米でございます。

用地買収が難航している理由といたしましては、一点目としまして、買収土地と隣接する土地とがいわゆる境界紛争によりまして確定しないということで、分筆作業が進められないということが原因でございます。

二番目には、事業自体に反対をしてみえる地権者の方が見えになり、用地買収の協力が得られないという状況もございます。

さらに、三点目としまして、買収単価が安いので値上げを要求されているということで、養老町にもさまざまな路線が入り、東

海環状等さまざまな路線が入り込み、そういった単価が多少影響しているのかなあとという現状もございます。こういった現状の中で、大変困難な状態であるということを県の担当の方もおっしゃっております。

県といたしましては、地権者及び関係者の方々の御理解と御協力が一番の課題と捉え、早期に事業が完了するように進めていきたいという返事はいただいておりますけれども、議員がおっしゃるように、町としてもこういった返答に甘んずることなく、さまざまな方々の御協力もいただいで、強力に進めていきたいと考えております。

二点目の公園バイパスへの接続道路ということで、いわゆる養老インターチェンジの出口から西へ行つて、大跡近辺から南へ振つて、いわゆるこの公園バイパス線、養老駅下あたりにつながるというこの道路のこととございますけれども、県道養老・平田線バイパスにつきましては、現在の一般県道養老・平田線の石畑交差点や源氏橋S字カーブの改善及び養老公園付近の県道渋滞の解消の代替案として計画され、平成十五年度には用地測量等も行われましたが、県道養老公園線バイパスの整備がおくれ、県道養老・平田線バイパスの進捗にも大きく影響をいたしております。

このため町では、平成二十九年に予定している養老改元一三〇〇年祭の実施に当たり、県に対して一般県道養老・平田線の改良要望を行ってきたところでございます。

町の要望を受けて、東海環状自動車道養老インターチェンジと一般県道養老・平田線の接続部分から西方面、いわゆる大跡の前ずうつとですね、の県道の改修、いわゆるインターから西、石畑の交差点までの平田線道路の改修、歩道整備が進められることとなり、現在、工事が進められております。

源氏橋S字カーブの改善についても、この工事の中で進められる計画となっております。

三点目に、アクセス道路として二百五十八号線から養老インターチェンジまでの平田線の拡幅というところでございますけれども、現在整備中の東海環状自動車道が都市計画された平成八年に、アクセス道路として都市計画決定された道路でございます。

県では、平成二十四年度より養老インターチェンジの設置に伴い、現在アクセス道路として一般県道養老・平田線のインターチェンジ接続部の交差点改良工事を実施いただいておりますのでございます。また、インターチェンジ接続部分より国道二百五十八号線までは片側歩道つきの二車線で整備済みとなっております。

県では、現状の交通状況も勘案しても、現在の道路で十分対応できるものであるという判断をされているところでございます。当面、都市計画決定された道路計画、幅員十八メートルへ改良する計画はなく、したがって用地買収等について地権者への説明等は実施をされておりません。

なお、インターチェンジアクセス道路として通行量が増加すると予想される場合に、セミトレーラー等の特殊車両が安全に通行できるように改良整備してほしいと町から要望を出しているわけでございますけれども、町や地権者の協力を得ながら、線形不良、いわゆる橋の幅で歩道部分と橋とが分かれているような形のところ、五三川にかかっている橋のようなどころですけれども、非常に危険な道路がございます。こういった部分的な改良は検討するというのを、県のほうから回答をいただいております。

このことを踏まえまして、海津市や輪之内町と、仮称ではございますが、新養老大橋架橋建設促進期成同盟会というのを結成して、国道二百五十八号線から東への道路整備と、それから牧田川、

揖斐川をまたぐ長大橋の建設を、これが新養老大橋という仮称ではございますが、なっているわけでございますけれども、要望をしております。この事業が事業化され、新養老大橋が供用されますと、近隣市町との交通状況が進展し、一般県道養老・平田線のアクセス道路としての重要性や交通量の増加も見込めますので、この二つの事業を関連して強く要望しているところでございます。

四番目の道路、県道養老・羽島線新路線変更ということで、現在、JAのところですね。プールのところの信号から下高田までがいわゆる広域農道ということで、歩道のない道路のまま残っているということでございます。

この羽島・養老線については、現在、先ほども言いました部分は町道でございますけれども、県に対してこの部分の道路格上げの要望をしております。同時に、接続する町道直江・高田二号線、先ほど議員が質問されました大垣・養老公園線のバイパスになるというこの道路への県道格上げがされますと、現在の堤防道路である主要地方道羽島・養老線についても県との調整が必要になってくるということでございます。いわゆる県道格上げと町道への移管というのがセットということになってこようかというふうに思っております。

そこで、現在国において烏江地先の金草川合流付近で木曾川上流河川事務所による河川改修工事が計画されております。県道部分の改修も行われます。この事業の整備も考慮して進めていく必要があるというふうにも考えておるわけでございます。

いずれにしても、県道再編についてはこれらの点を総合的に検討しまして、県と協議をしながら調整を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） ただいまいろんな中の路線について、説明をいただきました。

一番最初の県道バイパス路線というのは、本当に厳しい中で、これだけの筆が買うてありながらも現実として未回収の部分があると、こうした一つの理由も申し上げられました。

この計画に反対をする人、また買収土地での分筆、そうしたものができないところ、また買収単価が安い、これはいつまでもほかっておいても、それこそ、この買収した面積が恐ろしくくらいあつて、計画が、買収はもはや九割近く進んでおるわけです。

これを完成させるという形への取り組み、もう一つは、一つの形として、今そこへ取りつけます大跡のバイパスからの取り組み、県道平田線のそうしたカーブの改修は今一生懸命やっておられることを聞きました。

一つ、国道からのアクセス道路については、新養老大橋への今の現状で何とか片側歩道で行けるといふようなことで今進めておるといふことでございます。

私は、こういう中でとめてしまつてはこれは何でございませうが、ことしの一つの方向として、町長はこうした形に対して、道路の専門官を充てると、そういう中で道路整備を進めていく姿勢であるといふようなことを申されておりますが、この点の配置、またその人の責務、どういう形でそういう配置をし、こうした一つの形に取り上げて努力をしていくのか、この点についてお尋ねをしたいと存じます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 県道の道路整備を進める上において、県のほうの財政事情も非常に厳しいという現状がございました。

そういったことの中から、現在、養老町には改元一三〇〇年に向けてということできざまな道路整備をされているところがございます。蛇持交差点、それから高田橋の歩道橋の拡幅設置といえますか、安全に歩行者が通れるようにということもそれまでに進めていただけるということでございます。

また、南濃関ヶ原線につきましても、スタンドのある石畑交差点から養老公園のラップパ口と通称言われておりますところまでの歩道橋の設置ということを進めていただいておりますし、また先ほど言いました養老公園バイパス線がとまっていることによつて、これが一三〇〇年までには開通する見込みがゼロだという話を伺う中で、それならばこの養老・平田線をスムーズに公園まで観光客の方がインターから行つていただけるようにということで、先行的にお願いをしているところでございます。

かといつて、この道路をいつまでもこのままの状態で置いておくということに安堵しているわけではございません。必ずこの道路は開通をしていただくという強い姿勢で、各関係機関の方々に御協力を得ながら進めているところでございます。

特に、この平田線の都市計画が行われまして、交通量が少ないですから拡幅をする必要がないんだという県の主張もございませうけれども、三市町の首長が集まる機会をつくっているわけでございますけれども、こういう点におきまして、インターチェンジのアクセス道路として見据えた形ですね。広域の道路をネットワーク化していくという中で、少しずつこの道路の計画を進めていくことによつて、県のほうもそういったことがやってもらえるんじゃないか、新しい橋もつくってもらえる、事業化に向けて進んでいただけるといふようなことで話し合いを進めているところでございます。

今このままでとまっているというような認識を持っているわけではございませんし、県のほうへもこの点については強く要望をしているところでございます。

また、最後にちよっとお話がありましたけれども、新年度から建設課内に、これは室ではございませんけれども、一応高速道路対策官という形でこういった道路についての専門官と、またそれに一人をつけるという形で人事的なものを、配置を考えております。

こういった道路専門官というような意味合いも込めて、こういった養老町の道路網計画の中心を担う存在になっていくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） ただいま公園線の一つの捉え方、もう一つは、基本的には平田線のそうした改良をしながら一三〇〇年に向かっての努力、これは表明されたことでございます。

こうした形で滞って、本当に少ないのは、当然こうした、私はわかりませんが、買収単価が安いというようなことで本当に私も聞いておるわけです。なぜ買収単価が安いのか、この基本的な問題については、私は御説明をしてほしいと思います。

私どもの一つの捉えとして、固定資産評価額、そういう中で買収単価が決められていく、また路線価格というのを参考にされておるといような気持ちを持っておりますが、もう一つは、私はこういう形、買収に応じていただけると必ず一つとして税金の免除、それから設計から登記については、自治体が責任を持つ。だから、町民税とか国民健康保険税等にも減免措置が施されるということがあるので買収単価が低いということを聞きましたが、こ

の点の買収単価の決定事項だけ、最後ですがお知らせをいただきたいと思えます。

○議長（田中敏弘君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 岩瀬議員の御質問にお答えいたします。

養老公園線バイパスの買収単価でございますが、これにつきましては県のほうで、議員がおっしゃいましたように、そのときの取引価格等適正に処理されて買収単価を決められるわけですが、実はこれは国や県においてはこの単価が毎年その状況に合わせて決められますので、先ほど申されましたように、実は十年前からそういうような買収が始まっておりまして、単価のほうは当時に比べて実情で今は下がっております。

そういうこともございまして、値上げ、要は簡単に申しますと、当時の高いときの単価に何とかならないかというような地権者の御意見じゃないかと思われませんが、実際に、これにつきましては今の単価で県のほうは対応することしかできませんので、そういうような社会情勢で単価の下落が実際にあるということでございます。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 一つだけ確認です。

こうしたものに対します買収した面積と、そうしたものにつきましては全て免税になるということとで理解してよろしいか、それで終わります。

○議長（田中敏弘君） 自席で答弁、伊藤課長。これで最後ですの
で、この問題については。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 土地用地買収等に係る減免

措置でございますが、金額五千万円という、基本的に申しましてその中までは減免されると、措置が受けられます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） それでは、続きまして二つ目の質問をしたいと存じます。

私ども養老町職員のコンプライアンス、法令遵守という形での質問をさせていただきます。そういう形で研修計画についてお尋ねをいたします。

公務員として、私は町民への公平性・平等性、個人尊厳の原則を堅持するのが大切な責務であると存じます。特に、最初の歳入となる根源は、適切な課税と自主納付推進が推奨されております。職員も公務員として、税の徴収は法令に従い、徴収義務も責務とされております。

こういう中で、私もいろんな角度から今まで見てまいりましたが、特に私は水道使用料、下水道使用料、住宅使用料、こうした個別の利用負担金で毎月の支払い納付書の発行してありますものに私は注意をいたしました。こういう中で、簡易水道、企業会計の上水道料金の徴収は、昨年六月より、法令に従い料金未納家庭には、法令養老町上水道事業給水条例第三十六条によって給水停止というような形の実行をされて、使用料金の未納家庭から料金回収に努めていただいております水道課の関係職員には、私は敬意を表したいと存じます。

こうしたことが、一つの収入の中で義務づけられておりますのが法令遵守でございます。こういう中で、いろんな条文がございますが、条例では御承知でございますが、こういう中への遵守するための法令のコンプライアンスの職員の研修は、ことしはどう

されておるのか、今日まではどうされてきておるのかをお尋ねしたいと存じます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） コンプライアンスの研修計画といえますか、研修についてでございます。

公務員である町職員、私も含めてでございますけれども、全体の奉仕者として公共の利益のために職務に専念しなければなりませんし、町民の信頼と期待に応えるよう法令等の遵守を徹底し、職員一人一人が高い倫理意識を持って行動しなければならぬということでございます。

しかしながら、職員による不祥事も起きて、昨年の十一月と十二月には、正職員のみならず嘱託職員、日々雇用職員、いわゆる臨時職員にも対象にして外部講師による公務員倫理コンプライアンス法令遵守をテーマとした研修を行い、改めて不正を許さない組織構築について職員の意識改革を図ったところでございます。

また、地方分権が進展する中、職員には適正に事務を行うことはもとよりさまざまな課題へ対応していく能力が求められます。本町につきましても、研修を通して人材を育成すべく、現在、公益財団法人岐阜県市町村振興協会市町村研修センターで行われる研修に職員を参加させております。

市町村研修センターでの研修は、年間を通じて、新規採用職員から課長級職員までの階層ごとに行う基礎的な研修や、実務能力を身につけるための専門的な研修が行われており、今年度は延べ九十一人が受講しております。研修センターにおけるコンプライアンスに関するものとしては、新規採用職員研修の中で公務員倫理の研修もありますので、毎年、新規採用職員を受講

させているところでございます。

また、内部研修としましては、昨年行いました公務員倫理コンプライアンス法令遵守研修の教材を活用して、新規採用職員研修を実施いたしました。

また、徴収事務についての研修としましては、市町村研修センターの研修として、債権管理のための滞納処分ができない債権回収講座や滞納処分ができる債権徴収講座がありまして、今年度は二名が受講をしております。来年度におきましても、引き続き受講をさせる予定でございます。

また、ぎふ税収確保対策協議会におきましても、徴収事務関係研修が実施されており、本町においても、本年度六名が地方税法研修及び徴収事務研修等を受講しており、来年度におきましても参加を予定しております。

そのほか、滋賀県の財団法人全国市町村研修財団 全国市町村国際文化研究所におきまして、約十日間にわたる市町村税徴収事務研修が行われており、毎年税務課職員を受講させております。こちらにつきましても、来年度も引き続き受講をさせる予定でございます。

また、日本下水道事業団研修センター主催の滞納対策の講座や、全国市街地再開発協会主催の住宅新築資金等貸付事業償還事務担当者研修会にも参加し、債権回収の基本から事例までについての研修を受講しております。

そのほか、徴収事務研修といたしまして、平成十七年度から県の税務課へ税務課職員を派遣しており、徴収の実務を通して滞納処分のノウハウを学ばせております。

以上のように、多くの研修に参加しておりますけれども、いずれにしましても、これらの研修を通して学んだことを実践し、

法令を遵守し適正な事務処理を行うとともに、創意工夫を凝らして積極的に滞納整理事案の解決に取り組むことが重要であると考
えております。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） ただいま答弁の中で、基本的に職員が徴収事務あるいは研修として、毎年こうした形で進めておる、今年度もそうした徴収事務の二名、税制の徴収事務の六名という形での研修結果があるということを開きました。

私は、今日までいろんな中の係もやっておりますが、町民税の徴収もさることながら使用料の集金、また分担金の徴収、そうしたものに非常に大きな未払いがあるということに対しては、やはり町民の皆さん方にとっても不審の抱くものでございます。

どうぞこうしたものについては、条例では使用料等に対して納期限までに納付しないときには二十日以内に督促状を発行すると。そういう中でそうした義務が履行されてあるわけです。また、督促状を発行した場合には百円の督促手数料を取り、そういう中の万が一おくれたら年一四・六%の督促状の利息を取るというような厳しい条文もあるわけですが、こうしたものへの役割は尊重してもらいたいし、当然義務でございますので、お願いを申し上げます。

また、最後に私はこれだけは申し上げておきますが、我々町会議員にも義務履行責務も全てにわたりございます。私は町民から厳しい視線を受けておるのが当然でございます。

皆さん方の議席の上には、養老町の法例規集が配備されてございます。これは全ての歳入歳出にわたり、条例、規則、交付条例、附則等を書いてございますが、これに基づいて歳入・歳出が履行

されておるか、これを審議するのが私たち議員の責務でございますし、もう一つは、私はこうしたものに議員は熟慮して職務に励んでおるといふことだけを申し上げておきたいと存じます。

そういう中で、議員は議員でこれに対して襟を正して進めてまいります責務を申し上げます。これを申し上げまして、再度、私はこの事務履行に対するまた一つのこうした研修、必ずや成果を上げ実施されるような決意を、ひとつ私は求めたいと存じますし、毎月毎月の財務諸表は議員の皆さん方に御報告しておりますが、少しでも不納欠損のなりませぬような体制だけを今この場で進めることの約束をしていただいて、質問を終わりたいと存じます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 滞納とか不納欠損等についてですね。さまざまな御提言をいただいたり、それから叱咤激励をされるということでございます。

この点につきましては、毅然とした態度で徴収に臨むということとを申し上げておるわけでございます。本年度も差し押さえ予告等をさせていただき、また差し押さえをさせていただきました例もございますし、使用料について、水道等は給水停止もやむなしということと判断をさせていただいたものもたくさんございます。それから、住宅新築資金の貸付事業等についても、債権回収、弁護士のお願いをして法的措置も含めて提訴もやむなしというところで取り組むこととしておりますし、新年度予算にもその予算を計上させていただいたところでございます。

全庁的に申しますると、いわゆるこういった悪質な滞納者については法的な措置も含めて、真摯な姿勢で、引き続き収納強化に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

滞納額、不納欠損額の縮減を図って、収納率の向上をするということでございます。この点については、庁舎内において公債権の徴収一元化といったことで今まで何度か勉強会、討論等は重ねてきたところでございます。

新年度においては、徴収専門官というのを税務課内に配置することによって、より強力に債権の管理体制の確立を目指して進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○十二番（岩瀬 進君） これで質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） 以上で、十二番 岩瀬進君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十三時〇〇分といたします。

（午後〇時十三分 休憩）

（午後一時〇〇分 再開）

○議長（田中敏弘君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき三項目で質問をいたします。

最初に、公金横領斎苑問題について伺います。

昨年三月七日、町が養老署に告訴状を提出してから一年以上が経過いたしました。この間、議会は被疑者の母親である皆川議員への議員辞職勧告、斎苑特別委員会を設置し七回の会議を行い、議会としての検査による真相解明に全議員が一致団結し、昨年六月十七日、斎苑特別委員会の最終報告書を議長に提出いたしました。

その後、正・副議長、議会運営委員長、各常任委員長を中心に、議会から町長や担当部長に状況説明を求めるといふ行動がありました。町みずからが議会に状況説明をするという事はありませんでした。さらに、町民にも昨年五月の広報「よろろう」でのおわび文掲載後、何らの状況説明はありません。

そこで、次の点で伺います。

一、皆川議員と弁護士が、昨年二月二十五日、一定金額のものを町に受け取ってほしいと差し出された一千万円は、町が提示した金額でしょうか。

二点目、町長は民事における損害賠償請求をしたいとの意向を議会に示唆されましたが、現時点でのお考えをお聞かせください。これは先ほど一番に岩永議員の質問にございましたので、その中でこの損害賠償請求の三年間の経過というのはいつからなのか。町が横領を発見した一月二十二日、それから養老署に提出した告訴状の日には、また議会に説明した日には、いろいろと局面の日にはございますが、この民事訴訟の三年間の期日について、明らかにしてほしいと思います。

三点目は、刑事告訴してから、警察からどのような協力要請がいつ、何回あったのでしょうか。また、皆川議員や元嘱託職員から連絡を受けたり、町長御自身、お会いになったことはありますか。

四点目は、元嘱託職員が斎苑使用料を盗難されたと主張した事件は、その後、町として真相解明がされているのでしょうか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

まず回答をさせていただく前に、前提といたしまして、顧問弁護士の指導によりまして、固有名詞は差し控えさせていただきます。

すので、よろしくお願いをいたします。

現在、清華苑使用料の一部として一千万円を保管金としてお預かりしているのは、議員御指摘のとおりでございます。この預かり金は、元嘱託職員からのものであり、金額は町から提示したものではありません。一定のものを受け取ってほしいということで自主的に判断をされ差し出されたものでございます。

二点目の件でございますけれども、これは発覚して三年ということでございますので、昨年の二月二十四日ですかね、ちょっと後ほど正確な日には答えさせていただきますけれども、二月二十四日だと私は記憶しておりますけど、それが起算日になるということを申し述べさせていただきますと思います。

この件については、先ほど岩永議員にも御説明を申し上げましたけれども、顧問弁護士の意見等によりまして、請求については司法の判断が下されてからが望ましいのではということではございますけれども、先ほど申されましたように時効ということもございまして、それを動向を見守って請求したいというふうに考えております。

それから、協力要請等についての御質問でございますけれども、刑事告訴後の警察からの協力要請につきましては、関係職員等が事情聴取を数回受けております。内容については、警察の捜査に支障があるということで、お答えはできません。

また、私が関係者から連絡を受けたことがあるかということではございますが、事件発覚後、現在までそのような連絡を受けたり会ったことは一度もございません。

それから最後の、盗難されたと主張した事件についてでございますけれども、斎苑使用料を盗難されたと主張した事件につきましては、昨年の決算特別委員会においても報告いたしております。

養老警察署に事実調査照会書を提出しまして、三点について照会をいたしました。

一点目は、被害届受理の有無ということで、届け出がなければ相談の有無ということ、それから第二点目は、被害届け出があればその内容と、それから第三には、被害届け出がなければ、町が現時点で把握している内容につき被害届を出すことは可能かどうか、照会をいたしました。

その回答といたしまして、被害届の受理の有無、それから二点目のその内容ということについてでございますが、捜査上の秘密に該当するため、回答できませんというところでございます。三番目についての、現時点で被害届を出せるかということでございますけれども、町が把握している現在の被害模様では、現段階では被害届を受理できませんとの回答を得ております。

これは受付番号といえますか、養警第百五十七号ということで、養老警察署のほうから回答をいただいているということでございます。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をいたします。

当初の告訴金額は、平成二十四年一月十五日から三十一日までで分で百二万九千八百円でありましたが、供述調書作成時に警察当局から指示により、犬などへい獣の使用料が不明確を理由に百三万六千円に訂正したとの横領金額しか聞かされていません。

被疑者サイドからの一定として納められた一千万円の金額納付は、町長は自主的にと今答弁されましたが、昨年二月四日夕方、町長室で皆川議員が元嘱託職員を告訴しないでほしいと依頼したとき、町が示した何らかの形での中から一千万円という金額を納

付したというふうを感じるんですが、それは間違いでしょうか。

それから、その一千万円の関係ですけれども、新聞でも一千万円を超えるという見出しで、町民の方たちも一千万円を超える金額が横領金額だというふうでありますけれども、預かり金の一千万円が多かった場合、また実際に少なかった場合ですね。それぞれの会計処理はどういうふうになるのか。

さらに、それらに対する利息も、例えば超えた場合、少ない場合もすけれども、その利息の発生についてはどうなのか伺いたいと思います。

先ほどの質問で、民法上の請求期日ですけれども、発覚した平成二十四年の二月二十四日から平成二十七年一月二十三日と、そういうふうな日にちまでこちらで了承してよろしいでしょうか。

それから、平成二十二年度三月份の使用料の約三百六十万円が平成二十三年四月中旬、同じ日に入金されていたことで発覚した、元嘱託職員が盗難に遭ったという事件ですけれども、これは町長の独自判断で公表されず、公金の処理にも重大な誤りがありました。

そこで、再度伺いますが、養老町会計規則九十二条、現金、有価証券、また物品の亡失または破損の報告が義務づけておられますけれども、警察には、先ほどの答弁の中では、被害届は受理できないような状況だといいますが、この養老町の会計規則九十二条に基づくことは記録されていないのでしょうか。

もし記録されていないんだとしたら、その大きな要因は、町長独自の判断で、歳入に直接、清華苑使用料として会計処理をいたしましたことにあると判断しますが、その点について御答弁を求めます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問、第一点の十万円ということでございますけれども、平成二十四年二月四日に……。

その前に、一つ訂正をさせていただきますと思います。発覚後ということ、正式には、町長室でその旨を伝えたのは一月二十一日でございます。訂正しておわびを申し上げたいと思います。ですから、先ほどの三年時効というのは、一月二十一日を起算日とする三年というふうに御理解をいただきたいと思えます。

それからもう一つですね。一点目の再質問でございますけれども、一千万円の金額の有無については、先ほども申しましたが、私どものほうから御提案申し上げたわけではございません。

平成二十五年二月四日、町長室において、元嘱託員等に町が調査した損害額を提示しております。そういったことや、記者発表の内容等を勘案して判断されたものではなからうかと推測をされます。

それから二点目の会計処理、多かった場合は当然お返しをすることになると思えますし、もちろん損害金等のうち利息等をつけてということになるかと思えますけれども……。

済みません、ちよつと質問の内容が理解していないようで申しわけございません。

それから、三点目でございますけれども、当時、盗難に遭ったという報告を受けまして、いわゆる私は独自判断といいますが、盗難に遭ったときの処理だけはきちんとするようにということは指示をいたしました。その後、入ってきた金額が同じ金額であったということで、私の判断でこの件について公表することはございませんでした。

ただいまおっしゃいます会計規則の九十二条という点について、ちよつと私も勉強不足で申しわけございませんが、その処理につ

いての返答はちよつといたしかねますので、ちよつとこの件については私のほうも申しわけございませんけれどもあれですので、二点目の再質問についての御質問をもう一度お承りしたいと思います。

○議長（田中敏弘君） 安藤会計管理者、答弁。

○会計管理者兼会計課長（安藤淳一君） 先ほど、水谷議員さんの御質問の中の会計規則の九十二条でございますが、こちらのほうでは保管金、現金等ですが、そうした物品を亡失または損傷したときには、次に掲げる事項を町長に報告しなければならぬということ、その中に保管責任者の職氏名、または亡失の日時、場所、亡失または損傷の金額、保管状況、亡失または損傷の事実、発見の動機及び発見後の措置、こうしたものを町長に報告しなければならぬというふうなうたっております。

今回の場合におきましては、こうした報告等がなかったということで、今後はそうしたことがないよう、各職員には伝えたいと考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 例えば、この三百六十万円が一般会計で清華苑使用料というふうに入れられたわけですが、盗難弁償の会計処理をしていけば、この事実をもってこの九十二条に抵触した文書を町は作成しないといけないというふうに思うんですね。

例えば、歳入については弁償額を款十九諸収入、項五雑入、二目弁償金、一節弁償金に計上する。歳出は、二十二節補填・補償及び賠償金の節を新たに起こして予備費などから当該金額を充当し、歳入科目の清華苑使用料へと振替の処理を行う、こういう自治体の一般会計における基本的なことが、町長が三百六十万円返

してもらったからいいだろうという判断のもとに、何のこういう記録もできなかった要因になりますし、事件の経過から、三年間経過しておりますので会計の訂正はできないということ、今後本場にそういうことがないようには思いますが、例えばこういう事件の場合、職員の処分があつて当然なんですね。

そういう点も、こういうことでのそれからの一千万円に近い横領金額に非常に結びついていったというふうなことを考えるわけですが、最後に、提示した金額ですね。おおむね町が大体これくらい被害に遭っているというふうには提示した金額は一千万円を超えていましたか、一千万円を少ない金額でしょうか。

町民の大切な一千万円を超える予算が財政厳しい状況下で町民生活のために使われない状況に今あるわけです。横領金額全額が、利息も含め町に入るのは当然のことです。

現在、歳入歳出外現金として処理してあるこの斎苑使用料ですが、事件が解決した後、どう処理されることにより執行できるのでしょうか。

それから、町民への経過報告は昨年の五月の広報「よろう」掲載後、先ほど申しましたように全く知らされていません。このことは町政への信頼を取り戻すという町長の決意に相反することではありませんか。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 横領金額につきましては、正確な数字は申し上げることはできませんが、一千万円を超える金額であるというところのみ報告をさせていただきまます。

それから、先ほど言われました現金盗難事件についての問題でございませけれども、こういった問題について、斎苑の全体像としての町としての最終報告といえますか、そういったものはまだ

警察においての捜査段階でございませので、それが司法の決着がついてからということになります。住民の皆様方には、事あるごとにそういった会合等を捉えておわびをされているところでもございませし、今年四月の原稿は既に出ておりますけれども、その中においてもこの事件についての経過報告等の原稿を提出してあるということでございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、町長の政治姿勢について伺います。

民間出身として町長になられ、四年目を迎えられる大橋町長ですが、私はこれまでの町長と違い、さきの盗難事件の会計処理に見られるような非常に危うさも感じております。

ここに昭和六十一年から平成、今年度も含め、施政方針、二十八年プラス二十九年の施政方針を持ってまいりました。平成十年まではこういうB5の様式、それからA4の様式になったものであります。

ことは町制施行六十周年ということで、この二十九年分の町長の施政方針、清水町長、稲葉町長、大橋町長とこの二十八年分にはそれぞれの町長の時代がございましたけれども、この施政方針から見ても、町政六十年の二十九年分の歴史、ハード・ソフト面におけるいろいろな施策が、歴史が詰まっているというふうな思っております。

財政状況や社会情勢、人口形態など、大きく変わりましたが、この施政方針には自治体の首長としての一年間の具体的な施策が網羅されております。

そこで、次の四点で伺います。

一点目は、平成二十五年度の施政方針から町政の経営方針という言葉が使われ始めました。平成二十六年においては、町政経営、財政経営、行政経営、地域経営など、経営という言葉が多様に使われています。町長は企業経営と行政運営は同じとの認識なのででしょうか。

二、利益の最大化という単一目的のため組織された民間企業においては、社長によるトップダウンの指導が称賛されることがあります。しかし、多様な民意と要求をくみ上げ調整する役場組織においては、トップダウンは最も避けなければならない手法であると考えますが、町長の見解を求めます。

三、町長も民意の代表者ですが、議会も民意を代表する機関です。日本の地方自治はこの二者を代表として、相互チェックをきかせる議会と町長の見解が相反した場合、より広く民意を反映している議会を優先させることにより行政の独走を抑える制度として機能していると思います。

議会と執行の関係については、全国の自治体がホームページなどでそのことをうたっています。この制度の本旨に従えば、議会の可否の最終判断は議会に委ねるべきであります。議会前に、議員に個別に根回しをすることがあれば、二元代表制という地方自治制度の根幹を毀損し、民意を否定し、議会の審議権や自律権、議決権への侵害となります。

町長はどのような見解をお持ちでしょうか。

四点目でございますが、地域自治町民会議は、近隣では垂井町が町民とともにつくり上げたような自治基本条例、まちづくり基本条例の制定の中で位置づけられ、発展していくのが一番よい姿ではないでしょうか。

この四点についての見解を求めます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の質問、私の政治姿勢についてという御質問にお答えをさせていただきます。

まず企業と行政とは、根本的にサービスという点では違いがあると考えます。民間企業のサービス対象はお客という限定されたものであるのに対し、行政サービスは公平・公正を原則に、そこに暮らす住民全てに対するものであり、費用対効果のみで提供するサービスを取捨選択することができないという点でございます。

また、収入面では景気に左右されることは同じようなところがございますが、行政が税収の大幅な増加を見込むための投資には限界があるのに対し、民間では利益増に対する投資や収入に応じた支出カットを柔軟に行うことができます。また、行政は固定的な予算配分を中心とした財政運営を強いられること、一方企業は、投資効果を求めて柔軟な経営が必要とされることも違うところがございます。その点も認識をしているところでございます。

私は会社経営に長く携わってきた経験から、こうしたことは認識しているからこそ、経営的観点から捉えた行政運営は可能だと考えております。

十年ほど前から、多くの自治体では行政経営と称して民間の経営手法による行政運営の手法を取り入れ、効率化を進めているという動きがございます。平成十二年四月に施行された地方分権一括法に始まる地方分権改革の流れ、NPM（ニュー・パブリック・マネジメント）という言葉が聞かれたことがあると存じますが、平成十三年六月に閣議決定された今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針と、一般に骨太の方針に具体的な方策が掲げられております。

NPMとは、民間企業における経営手法などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め効率化・活性化を図るという考え方でございます。

行政経営とは、今までの管理型の行政運営を経営型に転換し、民間の経営理念や経営手法を取り入れながら、住民の満足度が向上するよう住民の視点で費用対効果と成果を重視した行政活動を展開していくことだと考えております。

これまでは予算によるマネジメント、つまり予算の投入額によって成果がコントロールされてきましたけれども、これからは成果という目標を設定して、その達成を目指して投入額や事業内容を見直すという成果によるマネジメントを行わなくてはなりません。このために行政評価という考え方を導入し、PDCA、いわゆるプラン・ドウ・チェック・アクションというこのサイクルを行政経営に取り組み、上手に回していくことが必要になっております。

本町では、事務事業評価の試行からPDCAの循環による行政評価システムの確立に着手しており、総合計画の進行管理と行政評価による目標管理の強化、予算編成を連動させることとしております。本年も予算編成の中で一部試行をしたところでございます。

また、こうしたシステムの運用を通じて、職員の問題発見と課題解決、政策形成能力の向上、さらに目標意識やコスト意識の向上を図っているとございます。

今後は、地方分権の名のもとに地方が切り離され、力のない地方自治体が衰弱していくものと思われまます。こうしたことから、今後も行政評価を含むNPMの考え方を実践し、よりよい行政経営が展開できるようにシステムの構築に努めるとともに、限られ

た資源を有効に活用し、住民サービスのさらなる向上に向けて町政を運営してまいりたいと存じます。

二点目のトップダウンという問題でございます。

トップダウンとボトムアップは、組織において両方もが必要な要素だと思いますが、行政においても、どちらの手法がよいとかいう結論が出せるものではないと考えております。

民間では、トップダウンが当たり前と言えばそのとおりだと思いますけれども、近年、他の自治体においてもトップダウン型の首長が多くなっているという印象は持っております。

みずからマニフェストを掲げ、選挙という政治プロセスを通して民意を後盾にした首長が、自治体の長として住民のために政治的、行政的手腕を発揮するという構造は、今日、本来あるべき姿と言えるかもしれません。むしろ、これもトップが選挙によって選ばれる自治体の組織では、首長のトップダウンの性格が強、職員からのボトムアップで政策を実行する形態にはなりにくい体質があるのではないのでしょうか。

民意で選ばれた首長がトップダウンで指示を出すことは悪いこと、避けなければならぬ手法でしょうか。私は時と場合にもよると考えております。民間出身である私は、住民目線を忘れてはおりません。積極的に、ふれあいトーク、町長と語る会、勉強会など、多くの住民との対話を重視し、多くの声に耳を傾け町政を運営しております。

トップダウンも度を過ぎれば批判を受けますけれども、ボトムアップするだけではリーダーは誰でもいいということになってしまします。私は町長に就任後、副町長を置き、また機構改革として部長職を設けるなど、組織機構改革を実施し、職員とも協議の上で施策事業を推進していく体制にしたところでございます。今

後も、そのあたりを上手に使い分けてまいりたいと考えております。

それから、根回しということでございますけれども、議員がおっしゃるこの根回しは何を指しているのかわかりませんが、現実としては、簡単なものを除き、議案の内容を議会に提出しただけで御理解をいただくことは難しいことではないでしょうか。

そのため、内容が複雑な条例や新しい施策などについては必ず議会全員協議会などでわかりやすい説明や報告をするように努めてはおります。また、議会から事業等の内容の説明を求められれば、執行側として真摯に対応させていただいておると思っております。しかし、こうした機会だけでは十分に御理解をいただけないときは、個別の御質問等にお答えする場合があります。また、ふれあいトークなど、町長と語る会などを利用して、お互い膝を交えて話し合ったり意見交換をすることによって理解を深めていただけるような場合もあるかと思われれます。

当然、町としては町民のためになることとして提案しているわけですから、賛成をしていただきたいわけでございますので、賛成していただけるような説明をする側面はあるかもしれません。議会でも最終的な判断は各議員がなされることだと考えております。

議会では、質問は町に対する一方的なもので、私を初め執行部はそれに答えることしかできず、議論ができない点もこうした根回しと思われることにつながるものが原因ではないかと考えておるところでございます。いずれにしても、今後とも議会には丁寧な御説明に努めてまいりたいと考えております。

それから四点目の、町民会議は基本条例の制定の後ということでございます。

平成十二年十二月、全国で初めて北海道のニセコ町がまちづくり基本条例を制定して以来、各地で同種の条例制定の動きが出てきております。初期に制定された条例は、議会に対する条文がありませんでしたが、近年の条例では、議会の役割や議員の責務を規定するものが多くなっています。また、議会独自の議会基本条例を制定する自治体も出てきていることは議員も御承知のことだと思います。

自治基本条例は、明確な定義はないようでございますが、一般的には地域課題への対応や、まちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化したもので、自治の基本ルールを定めたものとなっております。多くの自治体では、自治体の憲法と言われるように、最高規範性を持つことを規定しているほか、情報の共有や住民参加、協働などの自治の基本原則、自治を担う住民、首長、行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画、審議会等への住民参加や住民投票など、自治を推進する制度について定めております。

こうした自治基本条例は、住民の協働に向けた意識改革やまちづくりへの参加を制度化することによる住民参加の促進などの効果があるとされております。

しかしその反面、課題もあるようで、制定することでそのものが目的化して、理念のみで条例に実効性がないとか、住民理解が進まないまま行政が先行して制定しているなど、さまざまな問題点が指摘されているところでございますが、また、自治体の裁量権の拡大と住民の自治意識を強調する余り、憲法や法律を逸脱するものではないかなど、地方自治法との関係も問題視されております。

私も、確かに協働をこれまで以上に推進するためには、自治基

本条例を制定することは大きな意味を持つていると考えております。しかし、自治基本条例を有効なものにするには、事前に住民参加や協働に関する意識の醸成や浸透、また制度設計をしっかりと行う必要があります。具体的な協働の仕組みを明確にし、本町に適合した条例をする必要があると考えております。

住民自治は町民の皆さんの自主的、自発的な活動を基礎として成り立つものだと考えますが、今後はさらに少子・高齢化や人口減少の進展が予測されることから、住民が主役のまちづくりを実現するためには、協働によるまちづくりを進めていくことが重要であると考えています。

本定例会に、地域自治町民会議を住民自治の向上と魅力ある地域づくりを実現するために、町との対等な立場において地域の課題に対し協働して取り組む関係にあるものと位置づける地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例を上程したところでございます。

現在、町が地域に提案している地域自治町民会議の取り組みは、こうした協働のまちづくりを進めていくための地域の基盤となるもので、町に活気のある今のうちから、新しい住民自治組織である地域自治町民会議を組織していただくことが必要だとの考えに基づくものでございます。

また、こうした取り組みによってこれまで地域自治の仕組みを継承し、さらに発展させることができるものども考えております。町民の皆さんには、地域自治町民会議を通じて行政との協働のまちづくりを進めていただくわけですが、単に現在町が行っている事業を振り分け行っていたかどうかというのではなく、町と役割分担と一緒に話し合いながら進めていきましようという、双方が協議、話し合いをすることも協働であると考えます。こうした

ことから、今後は町としても協働を意識した仕事の仕方に変えていくが必要になります。

いずれにいたしましても、自治基本条例を制定することも念頭に置いてはおりますが、その作業は開かれた中で町民の皆さんと協働で進めなければならぬと考えます。そのためにも、まず地域自治町民会議を組織していただくことにより、町民の皆さんの住民自治や協働に向けた意識の醸成を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を四点で行います。

地方自治法では、住民福祉の向上を目的にしています。利益の最大化という企業の経営目的に従えば、先ほど町長はるる述べられましたけれども、基本的には住民福祉施策にお金を使うこと、また一連の各種団体への補助金カットは損失として計上されることになりませんか。

自治体の本来の目的が経営上最も嫌われる損失とみなされる自己矛盾を、経営という言葉を連発されることに大橋町長の自己矛盾はないのでしょうか。

経営という観点でいけば、自治体の損失という部分はどのような形状の項目だとお考えでしょうか。

二点目、地方自治を所管する総務省の大臣を務められた片山善博氏は、新聞紙上で、行政の首長の必要な資質において、独創的な発想ではなく地域の課題に耳を傾け受容する課題認識力だと指摘をされております。

トップダウンの対極にある聞く力こそが行政の備えるべき重要な能力という示唆に富んだ指摘だと考えますが、町長はこの片山

善博元総務大臣の言葉をどういうふうに御認識されるでしょうか。三点目は、もちろん企業の経営手法に役場も学ぶ点は多々あると思います。

しかし、それはあくまでも手法や手段であって、地方自治体の目的や理念ではありません。言葉尻を捉えることが本旨ではありませんけれども、目的や理念を見失わないよう注意を促したいと思えます。

最後ですけれども、垂井町では平成の大合併に反対し、自主自律のまちをつくろうと平成二十年六月から垂井町自治基本条例の策定に取りかかり、実質約三年を費やし垂井町まちづくり条例を平成二十三年四月一日にスタートさせました。

第七章で協働のまちづくりの推進がうたわれ、コミュニティの形成の中でまちづくりセンターが位置づけられています。平成二十四年十月二十八日に発足した東地区まちづくり協議会、これは不破中学校周辺地域ですけれども、その取り組みや課題について学ぶ機会がありました。

参考になった事項はたくさんありますけれども、こういう問題は拙速に進めない、事業が行き詰まったらこの基本条例に立ち返る、そして、ふかふかの土壌をつくることはたくさんの花や芽がたくさん出ると、こういうふうな印象を持ちました。条例が先か自治会議が先かという議論はいろいろ考え方はございましたけれども、やはり養老町の自治住民会議が条例をみんなの力でつくり上げるものにしていかなければいけないというふうを考えるものです。

四点でお答えいただけることがあれば、簡潔にお願いします。

○議長（田中敏弘君）

大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君）

経営ということをいつも使っているわけで

ございますけれども、それは最大限の成果を上げるという意味もございませぬ。

御指摘のように、福祉においてはそういった金銭的なものではなく、目的としてその成果が十分に向上するという意味も経営という理念の中に入っているということでございます。お金だけの問題で経営を連発しているわけではございませんし、補助金カットの問題についても見直しであるということ、やはり必要なところに必要なお金を使うということも当然必要でございます。

大切な浄財でございますので、そういった考え方が全て経営という言葉で表現させているところでございます。

それから、二点目の総務大臣の片山さんのおっしゃった言葉ということ、独創的な発想よりも聞く力ということでございますけれども、私も当然だという考えを持っておるわけです。

ですから、できるだけ多く、先ほど申しましたように、ふれあいトーク、町長と語る会、それから勉強会等、あらゆる方々と膝を交えて話し合う、そういった機会を捉えておるところでございますし、本年になってもたくさんの方からそういったお申し込みを受け、出席をさせていただいたところでございます。

基本は、私もいつも言っておりますように、町民主導ということでお約束をさせていただいております。ですから、住民の方々の意見を必ず聞いて施策に生かしていきたいという姿勢に変わりはございません。

それから、目的を失つてはということでございます。先ほど答えた中にもあると思いますけれども、やはり行政として行うべきは住民の福祉の向上、いわゆる住みやすいまちづくり、それから安心・安全なまちづくりというのが基本になってくるわけでございます。

そういった中で、限られた財政の中でいかに効率よく進めていくかという経営という概念は、やはり私は持つて当然だというふうに考えております。

それから四点目の、垂井の例にあるようなということでございます。

やはり目指すところは、住民の方々の中で地域のことは地域でというお願いをする中で、みんな地域に押しつけるのかというような御意見もございませうけれども、地域の課題というのは地域の方が一番よく御存じだということでございます。

そういったことで、今年度は町制施行六十年という節目の年を迎えるわけでございますが、当時の方々というのは家族等のつながりも地域とのつながりも非常に強かった地域ではなかるうかということをお思います。

そういった意味でも、六十年前のその地域のきずなの強さを自分たちの福祉、それから安心・安全なまちづくりに御提言をいただきたいというようなことを考えておりますので、この自治町民会議の中でそういった住民の意識が変わっていくことによって最終的には基本条例への結びつきにつなげていきたいというふうにご考えているところでございます。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 冒頭で申しましたこの二十九年分の施政方針ですけども、清水町長、稲葉町長、そして大橋町長の方針の最後の結び方に大きな違いがあります。

清水町長、稲葉町長時代には、「よろしく審議の上、適切な御議決を賜りたい」としています。大橋町長の平成二十五年からの施政方針では、「慎重なる御審議の上、御承認を賜ります」と結

んでいます。御承認とは、国語辞典は、相手方の提示した案、報告、要求などを理解して承知することとしています。

つまり、清水、稲葉町政時代では、これだけの新年度予算の編成をいたしました。議会の皆さん、どうぞ可否も含め審査をしてくださいと、御議決を賜りたいと述べておられます。

大橋町長は、御承認を、理解して承知をしてほしいと、そういうふうなことを言っているわけで、執行と議会の関係をどのようにならねばならないかという結びの言葉になるのか、異議があればお聞きしたいと思っております。

それから、平成二十六年二月十日、特別要望書として区連より町へ補助金の問題などのもとに戻してほしいと、そういう切実な要望書が出ているわけですけども、これは口頭にされたのか文書なのか、簡潔にお願いします。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず施政方針の言葉でございますけれども、言葉尻を捉えているような印象も受けないことはないんですけども、首長といういわゆる執行側としては、住民の負託を受け施策を立案し実行に移そうという形で予算の編成をするわけでございます。

そういった意味では、私どもの考えを理解していただき、御承認していただきますようにというふうな言葉になるかというふうにご考えております。

それから、区長連絡協議会からの要望についての問題は、会計の関係のものでございましたでしょうか。それとも、二、三いただいておりますが、どの要望書であるのかちよっとわかりかねるところでございますけれども、もう一度その要望書の内容等をお答えいただければ、お答えさせていただきます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 特別に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） はい、町長があれでしたので、これが最後ですね。

特別要望書というのが、大橋町長になってから非常に多いとは思っています。清水町長、稲葉町長、こういう形の財政や施策に対する要望書というのは、文字として求めるということは非常に少なかったと思います。

いい意味でも悪い意味でもいろいろあると思いますが、この特別要望書は平成二十六年二月十日、区連より町へ提出されたものです。区長を通しての各区への補助金、区長手当、区長事務費、広報など配付する手当、環境美化地区推進員について、平成二十四年度以前の運用方法に戻して、町への会計報告を免除されるよう強く要望すること、ア、イ、ウ、また二項目にわたる文書でございます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） その要望につきましては、補助金等の見直しの指針という中で、区長さんの側にもいろいろ会計的なことをお願いしておったわけでございますが、区といたしましては非常に、単純に補助金を会計として提案するのは難しいということでございます。

しかし、公金をどのように使われたということを明確にしていただきたいということは当然でございますので、この一年をかけて、それではどういう形で会計の処理をし報告していただくかを話し合いますというようにすることで決着はついていると私のほうは考えておるところでございます。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（田中敏弘君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 最後の質問、行わせていただきます。町税の確保について伺います。

納税については、これまで納税通知書封筒の改善、納税者の利便性を図るコンビニ納付の提言、国の施策に伴う納税者の減税の周知徹底などを求めてきました。

平成二十六年の町長施政方針では、町税の確保について、適正課税と自主納付の推進を基本に取り組みを進めるとしています。

次の点で伺いたいと思います。

一、期限内納付推進のまちづくりをしてはどうか。

二、滞納債権対策課の新設を、税務課の中で位置づけてはどうかという見解でございます。

昨年の九月議会、平成二十四年度の決算審査をいたしました。一般会計においては、町税不納欠損額四千六百八十五万八千四百三十五円、収入未済額四億六千三百六十八万四千四百円、先ほどありました分担金及び負担金、不納欠損額三十万七千円、収入未済額百五十三万九千九百八十二円、使用料及び手数料、収入未済額八千四百四十五万五千七百七十二円、うち改良住宅の使用料八千三百八万一千八百八十六円、財産収入、収入未済額八十七万六千五百四十円、合計不納欠損額四千九百六十五万五千四百三十五円、収入未済額四億九千二百四十九万二千三百七十八円。

収入未済額とは、町が納税者から予定した収入が入らない、いわゆる滞納金でございます。不納欠損とは、税金や手数料の場合、五年が時効です。本来なら、納税者が失業や生活困窮、病気などのための本当に払えないときの措置でございます。

そういう点で二つの提案、答弁を求めます。

○議長（田中敏弘君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 期限内納付推進の町宣言ということについてでございますけれども、平成五年十一月、本町におきましては、国民が安全で豊かな日常生活を営むため欠くことができないのが税であり、その申告や納税は最も重要な責務で、自主申告、振替納税の趣旨を十分理解し、笑顔あふれる躍動都市養老づくりに寄与することを目的に、振替納税推進の町の宣言がなされました。

現在では、二名の徴収嘱託員を委嘱して納税指導など未納者への電話催告、訪問徴収、口座振替納付の推進、さらには二十四時間いつでも利用できるコンビニ収納を実施し、納税環境の整備を行い、期限内納税の推進を図っております。

健康で明るい活力ある社会地域を創造することは町民の願いであり、この基盤をなすものは健全な財政の確立を図ること、とりわけ期限内納税の履行による安定した税収の確保が根幹となります。

御提案をいただいた期限内納付推進の町の宣言については、既に振替納税推進の町の宣言を念頭に、新たな宣言をということではなくて、改めて口座振替の利便性を広報及びホームページなどでPRするほか、新しいアイデアも考案しながら期限内納付に結びつくよう啓発してまいりたいと思います。

滞納債権対策課でしたか、これは自治体の債権は税に限らず保険料、使用料など多岐にわたっております。担当部署ごとに取り組み、またノウハウの蓄積に差が生じざるを得ません。当町において、徴収担当官の担当の専門職員が配置されているのではなくて、他の業務との兼務で対応しているなど、十分な体制が確保されていないのが現状でございます。

行財政改革推進本部ワーキンググループにおいては、税と負担の公平性と自主財源を確保する観点から、収納率の向上及び滞納

の縮減を図るため、税や料にかかわりなく統一的な取り扱いができるよう、平成二十三年度より公金債権徴収一元化に向けて検討を重ね、その報告をいただきました。

現在、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については町税と同様に行っており、全国的に検討されている徴収一元化は既に取り入れられておりますが、それ以外の公金債権については、先ほど申しましたように担当課において滞納処分を行うスタッフを配置、また育成することは難しい状況にあることなどから、全庁的な徴収の専門部署等を設け、その他の公課と一体となった公金債権徴収一元化は必要であると考えております。

さきの岩瀬議員の質問にもお答えをさせていただきましたけれども、二十六年年度、新たな徴収専門官を配置することを既に決定しております。将来的に、全庁的な統一された債権管理体制の確立を目指して進めておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（田中敏弘君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

一般質問は全て終わりました。
日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（田中敏弘君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。
なお、議会最終日は、明日三月十九日午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後二時〇一分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十六年三月十八日

議長 田 中 敏 弘

議員 大 橋 三 男

議員 三 田 正 敏